

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び
放射性物質測定調査委託費
(総合モニタリング計画に基づく放射能調査) 事業
入 札 説 明 書

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

内 訳

入札説明書
環境省入札心得
入札書様式
電子入札案件の書面入札参加様式
委任状様式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕様書
応札資料作成要領
提案書（雛形）
評価項目一覧
評価手順書
契約書（案）

原子力規制委員会

入 札 説 明 書

原子力規制委員会の委託契約に係る入札公告（令和 7 年 1 月 29 日付け公告）に基づく入札については、関係法令、環境省入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「調達ポータル・電子調達システム利用規約」（<https://www.p-portal.hq.admix.go.jp/pps-web-gov/resources/app/pdf/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

記

1. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 小林 雅彦
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号

2. 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費
（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業

(2) 特 質 等

仕様書による。

(3) 履行期限

令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 納入場所

仕様書による。

(5) 入札方法

本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

本件については予め提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

(4) 令和 04・05・06 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供

等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。なお、令和07・08・09年度の資格を引き続き取得すること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者に求められる義務等

この入札に参加を希望する者は、原子力規制委員会が交付する応札資料作成要領に基づいて提案書を作成し、期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された提案書は原子力規制委員会において審査するものとし、審査の結果、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札説明会の日時及び場所

令和7年2月5日（水）10時00分から行う

原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社3名までとする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須としない。

6. 提案書の提出期限、競争執行の場所及び時間帯

(1) 提案書の提出期限及び提出場所

期限 令和7年2月20日（木）12時00分

場所 106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル7階
原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ監視情報課

(2) 提出方法

提出方法は以下のみであり、FAX等その他の方法による場合は無効とする。

ア. 電子調達システムによる提出の場合

電子調達システムで参加する場合は(1)の期限までに同システム上で提案書を提出すること。

イ. 書面による提出の場合

書面で提出する場合は、6部用意の上、(1)の期限までに環境省入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。

郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールの場合は16.(4)本件に関する照会先に送付すること。

また、原子力規制委員会到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

(3) 併せて提出する書類

令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しを添付。

(4) 提案書に関するヒアリングの日時及び場所

必要に応じてプレゼンを開催する。

日時及び場所については、入札者と調整の上、2月21日（金）12時までに原

子力規制委員会が指定する。

(5) その他

審査の結果は令和7年2月28日（金）までに電子調達システムで通知する。
書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

7. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和7年3月5日（水）10時00分（開場は10分前とする。）

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

7. (1)の日時までに同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による書面を6. (1)の日時までに提出済みであること。

環境省入札心得に定める様式1による入札書及び委任状を7. (1)の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

8. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。

9. その他の事項は、環境省入札心得の定めるところにより実施する。

10. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

11. 契約書作成の要否 要

12. 契約条項 契約書（案）による。

13. 支払の条件 契約書（案）による。

14. 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

15. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事

項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

16. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 契約書には提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。
- (3) 入札結果は、落札者を含め、応札者全員の商号又は名称、入札価格、技術点の合計及び総合評価点について開札場において発表するとともに、原子力規制委員会ホームページにて公表することがある。

(4) 本件に関する照会先

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房放射線防護グループ監視情報課 河野
電話 03—5114—2125（ダイヤルイン）

E-mail kono_takahiko_m7t@nra.go.jp

(5) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子調達システム（G E P S）

ホームページアドレス <https://www.p-portal.go.jp>

ヘルプデスク 0570—000—683（ナビダイヤル）

受付時間 平日 9時00分～17時30分

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する際に障害が発生している場合には、(4)の場所に連絡すること。

17. 予算の成立と契約締結日

契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

なお、本調達では、令和7年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、落札予定者の決定となり、予算の成立等をもって落札者として取り扱うこととする。

18. 資料閲覧

本事業に関する以下の既存（過去）資料を、令和7年2月14日（金）10時までの間、来庁した上で閲覧できるものとする。

なお、資料閲覧を希望する者は、事前に下記 16. (4) の本件に関する照会先へ連絡するものとする。Web 上で閲覧可能な資料については、必要に応じて参照すること。

【来庁した上で閲覧可能な資料】

○令和5年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業 成果報告書

【Web 上で閲覧可能な資料】

- 令和 5 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業 成果報告書

URL : https://www.nra.go.jp/nra/chotatsu/yosanshikou/itaku_houkoku-r_r5.html

- 令和 4 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業 成果報告書

URL: <https://radioactivity.nra.go.jp/ja/docs/reps/sea-area-monitoring/2023-09>

環境省入札心得 (原子力規制委員会委託事業)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（原子力規制委員会の委託事業に係るもの。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

(2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその表に宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）、入札者法人名、入札日、入札件名及び入札書在中と記載して、入札日時までに提出すること。

(3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める委任の手続きを終了しておかねばならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

入 札 書

令和 年 月 日
注) 入札日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名
(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和7年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(総合モニタリング計画に基づく放射能調査)事業
- 2 入札金額 : 金 円
注) 見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記入。
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

※ 書面入札する場合は入札書を封筒に入れ、封かんし、表に宛名(支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿と記載)、法人名称、入札日、入札件名及び「入札書在中」を記載(横書き可)して持参

担当者連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

(入札書用封筒見本)

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

法人名称：〇〇〇〇〇〇〇

入 札 日：令和7年3月5日

入札件名：令和7年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定
調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業

入 札 書 在 中

- ※ 本書式は封筒に糊付け可能
- ※ 封筒サイズは長形3号（他のサイズも可能）

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和7年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
（記入例）電子調達システムで参加する手続が完了していないため

※ 本届出は提案書提出日と同時提出（メール提出可）

担当者連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

注) 書類の提出日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者役職
代表者氏名

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業の入札に関する一切の件
- 2 1 の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
E-mail :

(様式 3 - ②)

委 任 状

令和 年 月 日

注) 書類の提出日を記入

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業の入札に関する一切の件

担当者連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

(参 考)

予算決算及び会計令 (抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(一般競争に参加させないことができる者)

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

実施計画書（仕様書）

1. 事業名

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業

2. 事業目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波によって発生した東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「東電福島第一原発」という。）事故の後、福島県周辺海域における放射性物質の状況は、それまでの水準を超えるものになっている。本事業は、同海域における海水と海底土を調査し、環境中に放出された放射性物質の状況（拡散、沈着、移動・移行）を定性的・定量的に把握するものである。

また、河川からの放射性物質の流入・蓄積が特に懸念される閉鎖海域である東京湾（海上交通安全法施行令（昭和 48 年政令第 5 号）第 1 条の表に掲げるものをいう。以下同じ。）においても同様に調査を行い、放射性物質の状況を把握する。

3. 事業内容

本事業の業務内容は以下の 4 つであり、具体的には次のとおりとする。業務実施に当たっては、受託者は原子力規制庁担当者と密に連携し、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

- （1）福島県周辺海域及び東京湾における海域モニタリング
- （2）文献調査等
- （3）調査結果に関する評価及び関係機関への説明
- （4）試料等の引き継ぎ、保管・管理

- （1）福島県周辺海域及び東京湾における海域モニタリング

- ① 福島県周辺海域のモニタリング

東電福島第一原発周辺の近傍、沖合及び外洋において海水及び海底土を採取し、試料に含まれる放射性核種の放射能分析を行って放射能濃度を調査すること。分析

結果は、速やかに原子力規制庁担当者に報告すること（概ね、放射性核種毎に試料採取から1～2ヶ月以内を目処）。また、原子力規制庁担当者の指示があった場合は再分析等を行うこと。

試料の採取頻度、測点、核種、試料数、分析方法は、現時点の「総合モニタリング計画」※¹（「海域モニタリングの進め方」を含む）に定める調査内容及び調査点等を踏まえ、イ～ホに掲げるとおりとする※²。ただし、当該事業開始後、「総合モニタリング計画」に定める調査内容及び調査点等の変更が生じた場合、速やかにこの変更に応じた調査内容等に改めること。また、当該発電所からの海洋への予期しない放射性物質の流出等があった場合は、状況に応じて調査内容を見直すこと（②東京湾の海域モニタリングにおいて同じ）。

※1 関係府省、地方公共団体及び原子力事業者で構成されたモニタリング調整会議において作成された総合的なモニタリング計画を指し、うち「海域モニタリングの進め方」は、海域に絞って関係府省、地方公共団体及び原子力事業者で実施計画を定めたもの。

※2 令和6年度事業として令和7年2月及び3月に近傍海域4測点において採取した8試料（分析対象核種：Cs-134、Cs-137、H-3、Sr-90）並びに令和7年2月に近傍海域1測点（別表2-2から測点を選定）において採取した1試料（分析対象核種：Cs-137、H-3、Sr-90）について、別表1に準じて、年度当初に放射能分析を行うこと。

さらに、令和7年4月～5月に近傍海域1測点（別表2-2から測点を選定）において海水試料を採取し放射能分析を行うこと（分析対象核種：Cs-137、H-3、Sr-90）。なお、近傍海域で令和8年2月及び3月に採取する海水については、採取のみを行うため、当該試料の放射能分析は行わない。

なお、試料採取日については、ALPS 処理水の放出日程も踏まえ、都度、原子力規制庁担当者と協議するものとする。

イ 調査試料の採取頻度

対象海域	対象試料	採取頻度
近傍海域	海水	月1回
沖合海域	海水	年4回（概ね3ヶ月に1回）
	海底土	年4回（概ね3ヶ月に1回）
外洋海域	海水	年2回（概ね6ヶ月に1回）

□ 測点

- ・ 近傍海域: 東電福島第一原発近傍で監視が必要な海域に配置した 4 測点 (具体的な採取測点位置の緯度経度は、別表 2 -1 参照)
- ・ 沖合海域: 海岸線から概ね 30~90km の海域に配置した 32 測点 (具体的な採取測点位置の緯度経度は、別表 3 参照)
- ・ 外洋海域: 海岸線から概ね 90~280km の海域に配置した 10 測点 (具体的な採取測点位置の緯度経度は、別表 4 参照)

別図 1「東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング(近傍海域)対象測点」、別図 2「東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング(沖合海域、外洋海域)対象測点」も参照すること。

ハ 海水及び海底土試料の試料数

海水及び海底土試料の試料数については、以下の表のとおりとする。試料の量は再分析にも備え、必要な量を確保するものとする。本調査では試料数が多くなることから、可能な限り予備的な試料採取は行わないこと。

また、本事業において採取した試料及び令和 6 年度事業より引き継いだ試料のうち令和 7 年 2 月及び 3 月に採取した試料の化学分析後の最終的な測定試料及び残試料は契約終了時まで保管すること。その他の残試料については、原子力規制庁担当者から別途の指示がない限り、受託者が適切に処分するものとする。

保管場所については直射日光の当たらない屋内の場所とする(空調設備を必要としない)。

採取する試料数は次の表のとおりとする。

試料の種類	調査海域	試料数
海水試料	近傍海域	49 試料 (4 測点×1 層【表層】) × 年 12 回【4 月 ^(※2) ~ 3 月】 上記に加え、令和 7 年 4 月~5 月に 1 試料採取
	沖合海域	336 試料 ((32 測点×2 層【表層と下層(海底から 10~40m 上)】 + 20 測点×1 層【中層(50m 層又は 100m 層)】) × 年 4 回)
	外洋海域	100 試料 (10 測点×5 層【表層、100m 層、200m 層、300m 層、500 m 層】 × 年 2 回)

海底土試料 (※1)	沖合海域	128 試料 (32 測点×年4回)
---------------	------	-----------------------

※1 海底土は、海底表面から深さ 3cm までの層を対象とする。

※2 調査を実施するに当たって、準備等により4月の試料採取が困難な場合は5月以降のできるだけ早い時期に採取すること。

二 分析対象とする放射性核種

分析対象とする放射性核種は次の表のとおりとする。

試料の種類	調査海域	放射性核種	試料数
海水試料	近傍海域	Cs-134	48 試料（前年度近傍海域採取 8 試料を含む）
		Cs-137	50 試料（前年度近傍海域採取 9 試料を含む）
		Sr-90	50 試料（前年度近傍海域採取 9 試料を含む）（※）
		トリチウム（H-3）	50 試料（前年度近傍海域採取 9 試料を含む）
	沖合海域	Cs-134、Cs-137	336 試料
		Sr-90	56 試料（※）
		トリチウム（H-3）	84 試料（※）
		全β 放射能	32 試料（※）
	外洋海域	Cs-134、Cs-137	100 試料
海底土試料	沖合海域	Cs-134、Cs-137	128 試料
		Sr-90	24 試料（※）
		Pu-238、Pu-239+240、Am-241、Cm-242、	3 試料（※）

		Cm-243+244	
--	--	------------	--

※ 分析試料の選定については、過去の継続性、令和6年度事業の調査内容等に鑑み、事業開始後に原子力規制庁担当者より指示を行う。

ホ 海底土及び海水試料の処理、輸送、分析方法

採取した海底土及び海水試料の処理及び輸送は、環境試料採取法（放射能測定法シリーズ16）に準じること。海底土は、原則として、乾燥後、細土として分析試料とすること。

放射能分析の方法は、それぞれの放射性核種に応じた放射能測定法シリーズに準じること。また、分析精度については、別表1の「分析方法及び検出目標レベル（東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング）」を目安にすること。

② 東京湾の海域モニタリング

東京湾において海水及び海底土を採取し、試料に含まれる放射性核種の放射能分析を行って放射能濃度を調査すること。また、柱状海底土（海底面から深さ約20cmまでの海底土とする。以下同じ。）の採取及び放射能分析を実施し、放射能核種の蓄積量を把握すること。分析結果は、速やかに原子力規制庁担当者に報告すること（概ね、放射性核種毎に試料採取から1～2ヶ月以内を目処）。また、原子力規制庁担当者の指示があった場合は再分析等を行うこと。

試料の採取頻度、測点、核種、試料数、分析方法等は、イ～ホに掲げるとおり（「総合モニタリング計画」に定める調査内容及び調査点等の変更等の対応について、①のただし書きと同様とする）。

イ 調査試料の採取頻度

対象エリア	対象試料	採取頻度
河口域	海水	年1回
	海底土	年4回（概ね3ヶ月に1回）
	柱状海底土	年1回（夏季）
湾央	海水	年6回（概ね2ヶ月に1回） 及び 年1回
	海底土	年6回（概ね2ヶ月に1回） 及び 年4回（概ね3ヶ月に1回）

	柱状海底土	年 1 回（夏季）
湾口中央付近	海水	年 1 回

□ 測点

採取測点位置の緯度経度は、別表 5「東京湾試料採取測点等詳細」に示すとおりとする。別図 3「東京湾・海水採取測点図」、別図 4「東京湾・海底土採取測点図」も参照すること。

柱状海底土については、別表 5「東京湾試料採取測点等詳細」に示す採取測点に示す 4 地点とする。

ハ 海水及び海底土試料の試料数

海水及び海底土試料の試料数については、以下の表のとおりとする。試料の量は再分析にも備え、必要な量を採取するものとする。本調査では試料数が多くなることから、可能な限り予備的な試料採取は行わないこと。

また、本事業において採取した試料及び令和 6 年度事業より引き継いだ試料のうち令和 7 年 2 月及び 3 月に採取した試料の化学分析後の最終的な測定試料及び残試料は契約終了時まで保管すること。その他の残試料については、原子力規制庁担当者から別途の指示がない限り、受託者が適切に処分するものとする。

保管場所については直射日光の当たらない屋内の場所とする（空調設備を必要としない）。

採取する試料数は次の表のとおりとする。

試料の種類	調査エリア	試 料 数
海水試料	河口域	4 試料 (4 測点×1 層【表層】× 年 1 回)
	湾央	14 試料 (2 測点×1 層【表層】× 年 6 回) + (2 測点×1 層【表層】× 年 1 回)
	湾口中央 付近	1 試料 (1 測点×1 層【表層】× 年 1 回)
海底土試料 (※)	河口域	48 試料 (12 測点 × 年 4 回)
	湾央	28 試料 (2 測点 × 年 6 回) + (4 測点 × 年 4 回)

柱状海底土 試料	河口域	2 試料 (2 測点× 年 1 回)
	湾央	2 試料 (2 測点× 年 1 回)

※ 海底土は、海底表面から深さ 3cm までの層を対象とする。

二 分析対象とする放射性核種

分析対象とする放射性核種は次の表のとおりとする。

試料の種類	調査エリア	放射性核種	試料数
海水試料	河口域	Cs-134、Cs-137	4 試料
	湾央		14 試料
	湾口中央付近		1 試料
海底土 試料	河口域		48 試料
	湾央		28 試料
柱状海底土 試料 (※)	河口域		2 試料
	湾央		2 試料

※ 柱状海底土調査については、同一時期（夏季）に各地点で 1 回、海底土試料とは別に採泥器を用いて柱状海底土を採取すること。また、海底土及び柱状海底土について、採取地点の緯度及び経度の記録については、小数第二位まで記載すること。

ホ 海水及び海底土試料の処理、輸送、分析方法

採取した海水及び海底土試料の処理及び輸送は、環境試料採取法（放射能測定法シリーズ 16）に準じること。

なお、海底土は、原則として、乾燥後、細土として分析試料とすること。

放射能分析の方法は、それぞれの放射性核種に応じた放射能測定法シリーズに準じること。また、分析精度については、別表 6 の「分析方法及び検出目標レベル（東京湾のモニタリング）」を目安にすること。

（2）文献調査等

分析結果のとりまとめに当たっては、海域モニタリング結果を補完するため、放射性核種の海洋環境における移行や拡散に関する文献調査を行うとともに、統計学（検定などの手法）や海洋学（海洋の移流拡散などの知見）の観点からの科学的な

考察を加えること。例えば、次のような調査が考えられる。

○福島県周辺海域における放射性核種の分布とその変動要因に関わる詳細調査

福島県周辺海域における海底土試料（表層 3cm）より下層における放射性核種の有無や放射能濃度、海底土の性状に関する情報を収集し、海底土表層 3cm における時系列及び測点間での放射性核種濃度の変動要因を調査すること。

また、海水中の放射性核種濃度の鉛直的な分布を把握するため、次に示した各対象海域における調査を実施し、放射性核種についての海水及び海底土中の存在量や動態等を把握すること。具体的な内容については令和 6 年度事業の報告書を参考にすること。

- ・東電福島第一原発周辺海域のうち代表的な 1 測点における海水中の放射性核種の鉛直分布調査
- ・東電福島第一原発周辺海域のうち代表的な 1 測点における海底土中の放射性核種の鉛直分布調査
- ・宮城、福島、茨城海域のうち、海底土試料で放射性核種濃度の高い海域における放射性微粒子の存在量に対する寄与調査（放射性核種濃度が高い場合のみ実施とする。）

東京湾のモニタリングの検討・評価に際しては、東京湾の特性及び水産庁等が行っている水産物の放射性物質調査結果などを十分に踏まえること。

【<https://www.jfa.maff.go.jp/j/housyanou/kekka.html>】

（３）調査結果に関する評価及び関係機関への説明

本事業の受託者において環境放射能、海洋生態系等の専門家等で構成する委員会を設け、（１）及び（２）の調査内容の妥当性の確認、測定値の信頼性の確認、調査結果の評価を受けること。また、関係機関に対し、調査計画や調査結果を説明すること。さらに、原子力規制庁担当者の指示等により、会議等に出席し説明を行うこと。

① 調査結果に関する評価

イ 検討委員会の設置

本事業の受託者が事業開始直後に策定した当該年度の調査計画及び東電福島第一原発周辺の海域及び東京湾のモニタリングで得られた結果について、妥当性を審議するため、環境放射能学、海洋学、水産学等の学識経験者といった専門家等を含む、7 名程度の検討委員会を設置すること。検討委員会は、年 3

回程度の開催（Web 会議や電子メールを利用した会合でも可）とする。

□ 検討委員会による調査計画の承認及び調査結果の検討・評価

i 調査計画の承認

事業開始後の早い時期に、検討委員会で調査の実施内容について承認を得ること。

ii 調査結果の検討・評価

令和 7 年 9 ～ 10 月頃と令和 8 年 2 月頃に、次の事項等について、検討委員会で確認、助言、評価を受けること。

- 調査内容の妥当性
- 測定値の信頼性確認
- トrendと大きく乖離した値が出た際等の原因分析の確認
- 試料採取から測定結果を得るまでの手法の妥当性等評価
- 放出、海流等が分析結果に与える影響の確認
- Proficiency Test の結果の内容の確認と助言
- 調査結果
- 調査報告書

② 調査結果等の説明・報告

イ 事前説明

検討委員会で調査計画の承認を得た後、調査計画を次に示す関係機関に説明すること。その際に、令和 6 年度事業における海洋調査の結果も併せて説明すること。当該調査に係る報告書は原子力規制庁担当者が提供する。

【関係機関】

以下を想定しているが、原子力規制庁担当者との協議のうえ決定すること。

漁業関係者：宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、東京都、千葉県の関係
漁業協同組合連合会、漁業協同組合等

地方自治体：宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、東京都、千葉県

海上保安庁：宮城県、福島県、茨城県、海洋情報部大洋調査課海洋汚染調
査室（東京都江東区・青海合同庁舎）等

その他団体：調査地点近郊の関連施設（マリーナ等概ね 3 団体）

□ 結果説明

調査結果概要をイと同じ関係機関へ送付の上、必要に応じて説明すること。

イ及びロで行う説明に当たっては本事業内容を理解し、かつ、一定の海洋放射能や環境放射能分析の知識を有する者を少なくとも1名同席させること。

(4) 試料等の引き継ぎ、保管・管理

① 令和6年度事業の受託者からの引継ぎ

本業務の受託者は、(1)で保管する試料に加え、令和6年度事業において保管・管理をしてきた試料^(※)を引き継ぎ、継続して保管・管理すること。また、事業開始直後に、令和6年度事業の受託者から、業務内容を明らかにした書類等により、業務の引継ぎを受けるものとする。なお、事務引継ぎに必要となる経費は、令和6年度事業の受託者の負担とする。

※令和7年度受託者に引き継がれる試料と受託中に増加する試料の総数の目安

【海水試料】145,000リットル程度(20リットル容量ポリ容器(30cm四方大の段ボールに梱包済み)で8,000個程度)

【海底土試料】同段ボール梱包済みで50個程度

② 試料の保管と廃棄

イ 令和2年度以前に採取した試料についての目安

- ・分析が完了した試料のうち、5年が経過している試料、採取状況の記録が残っていない試料、腐敗等が著しく再分析が困難な試料については廃棄する。
- ・ただし、震災直後に採取された試料や海域で採取された試料等の貴重な試料などについては保管を継続する。貴重な試料の判断については、原子力規制庁担当者との協議により決めるものとする。

ウ 令和3年度以降に採取した試料についての目安

- ・分析が完了した試料については、再分析が必要となる可能性を考慮し、採取年度の翌年度末まで保管する。
- ・再分析が実施されなければ、廃棄する。
- ・再分析が実施された場合は、保管を更に1年間延長する

③ 令和8年度事業に向けた引継ぎ

原子力規制庁が令和8年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(総合モニタリング計画に基づく放射能調査)事業(以下「令和8年度事業」という。)を実施する場合には、当該事業が円滑に実施されるよう、事業内容及び試料の引継ぎを行うこと(受託事業者が異なる場合)。なお、事務引継ぎに必要となる経費は、本事業の受託者の負担とする。

原子力規制庁担当者は、業務の引継ぎが円滑に実施されるよう、①及び②の引継

ぎが完了したことを確認する。

4. 委託業務の報告

(1) 本事業全体の企画立案及び進行管理等

本業務の実施要項に記載されている内容を確実に実施すること。

(2) 分析数等の報告について

受託業者は、原子力規制庁に対し、基準日（6月30日、12月31日）における採取した試料数及び試料の分析数を別紙1により基準日から前後2週間以内に原子力規制庁に提出し、事業の進捗状況について説明すること。

原子力規制庁は、受託者から提出された報告を確認することで、事業の進捗状況を把握する。

(3) 委託成果の納品物

電子媒体（CD-ROM等）7式

5. 委託業務実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日とする。

6. 無償貸付を行える物品

(1) 原子力規制庁からの貸与物件

ア 原子力施設等防災対策等委託費（海洋環境における放射能調査及び総合評価）事業委託業務成果報告書（平成29年度～令和3年度各年度）

イ 原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業調査報告書（令和4年度～令和5年度各年度）

ウ 3. (1) ①及び②の残試料（令和6年度以前のものを含む）

(2) 資料閲覧

本事業に関する過去資料は、原子力規制委員会のweb【放射線モニタリング情報】(<https://radioactivity.nra.go.jp/ja/>)内の【調査・評価・報告書】内【海洋環境における放射能調査及び総合評価】、【東京湾環境放射能調査】及び【総合モニタリング計画に基づく放射能調査事業】に公表されている。

7. 守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。また、受託者は、本委託業務に関わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

8. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、受託業務の開始時に、受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について原子力規制庁担当者に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、原子力規制庁担当者から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、受託業務において受託者が作成する情報については、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において受託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて原子力規制庁担当者の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、原子力規制庁担当者から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、受託業務において受託者が作成した情報についても、原子力規制庁担当者からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、受託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

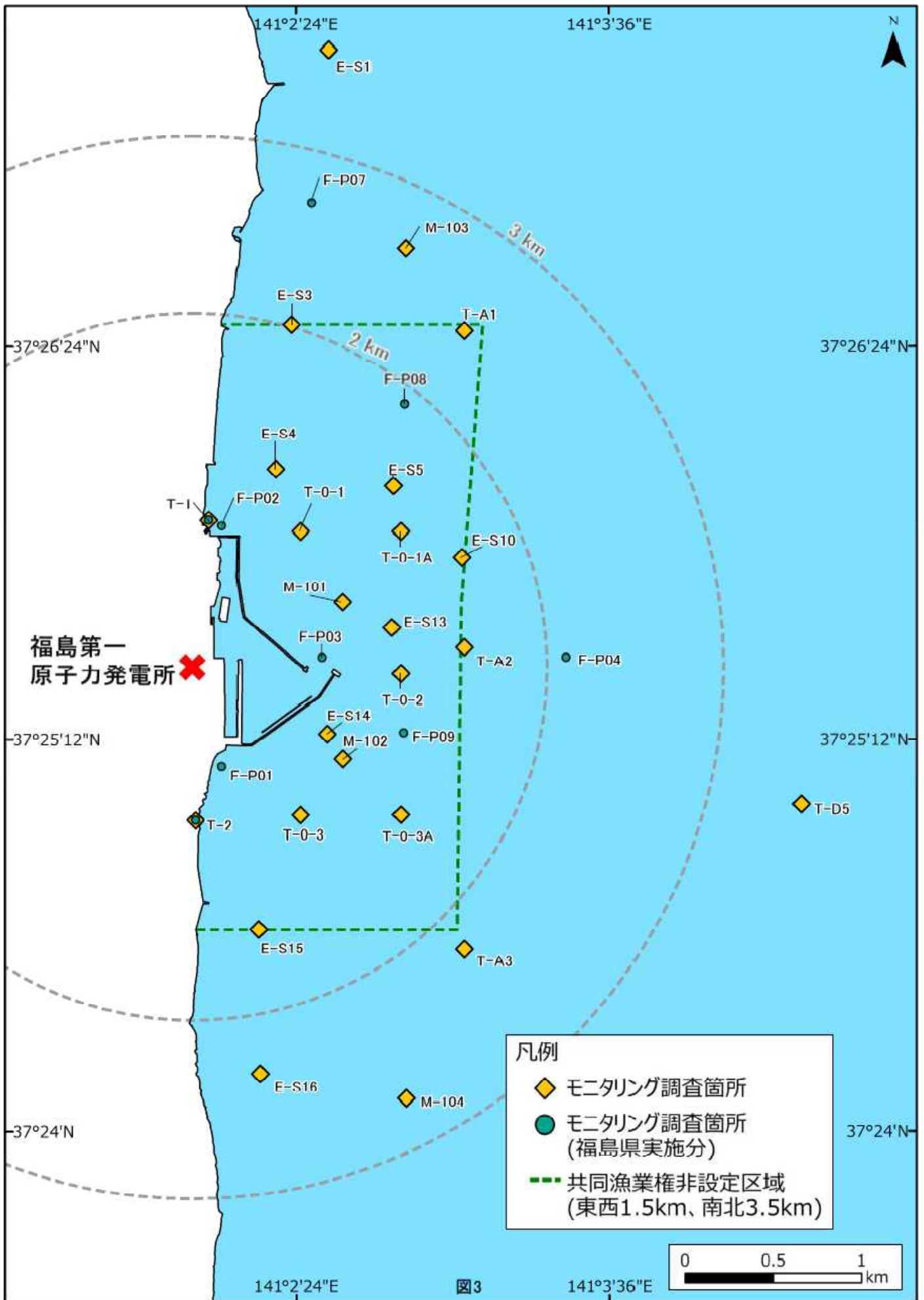
9. 支出計画書

別添 支出計画書（契約締結時に作成）のとおり。

10. その他

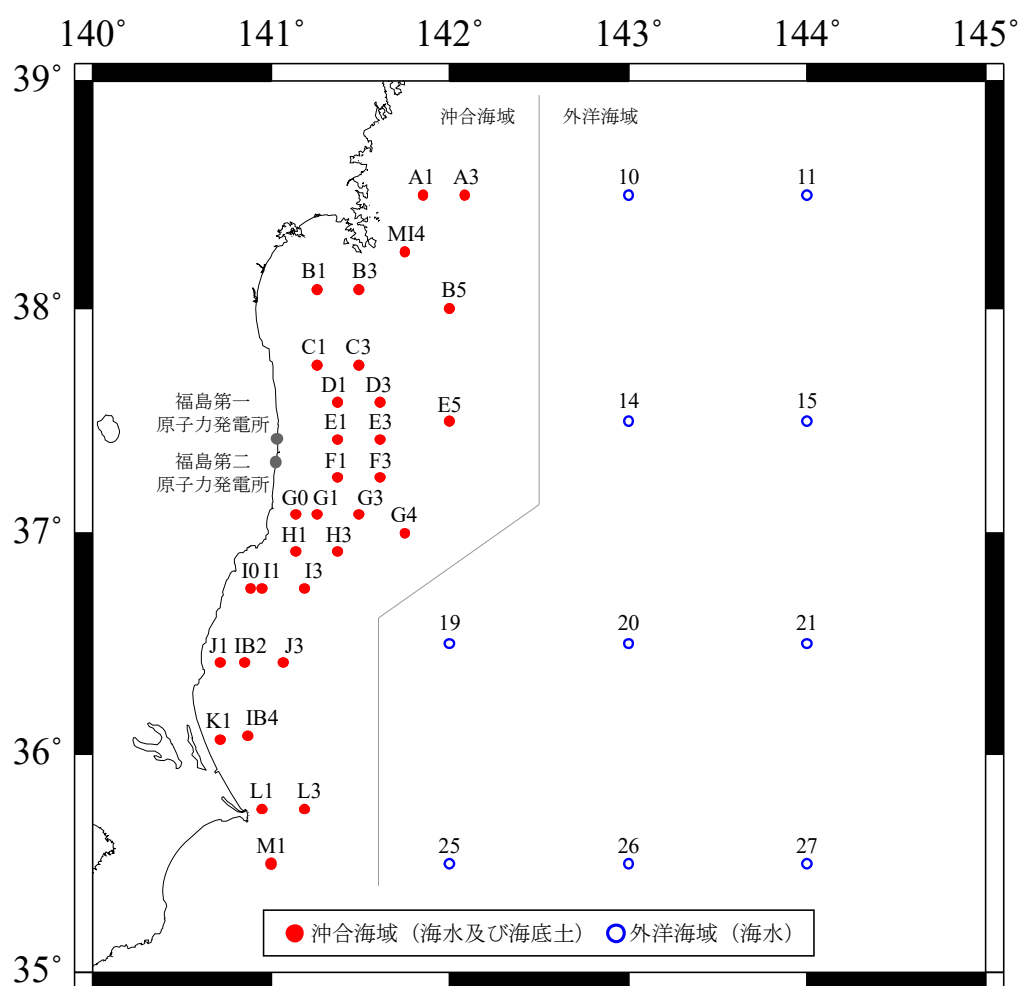
- (1) 本事業に係る過去の各種データについては、求めに応じて必要な情報を提供（開示）する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項又は仕様書について疑義が生じた場合は、原子力規制庁担当者と協議の上対処するものとする。

以上



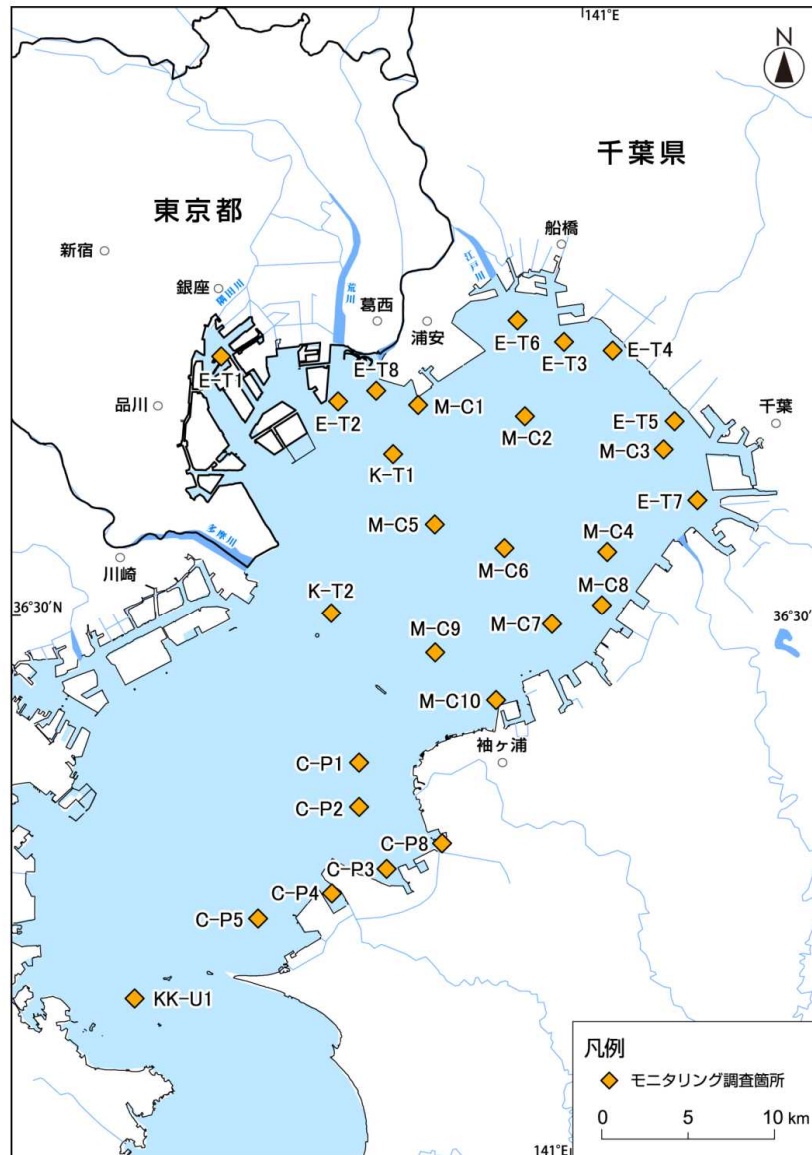
東電福島第一原発周辺の海域モニタリング（近傍海域）対象測点

別図 2

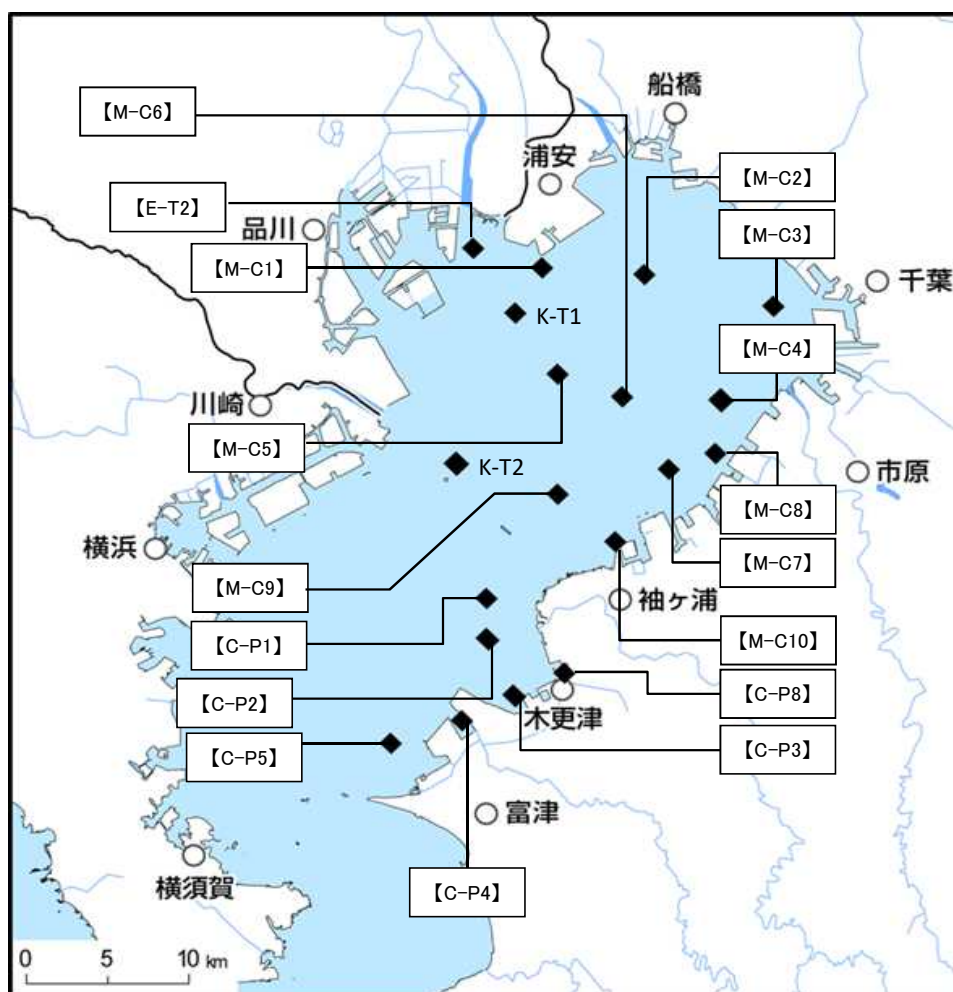


※図にはポイント名の頭の「M-」を省略して記載。

東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング（沖合海域，外洋海域）対象測点



東京湾・海水採取測点図



東京湾・海底土採取測点図

別表1 分析方法及び検出目標レベル（東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング）

試料	海域	分析・測定方法	対象核種	検出下限目標値
海底土試料	沖合海域	105℃乾燥後、2mm孔径のふるい分け・ 高純度ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	0.6 (Bq/kg乾土)
			Cs-137	0.6 (Bq/kg乾土)
		上記の乾燥、ふるい分けした試料をイオン交換法、発煙硝酸法またはシュウ酸 塩法による分離精製・ガスフローカウンタ	Sr-90	0.1 (Bq/kg乾土)
			Pu-238	0.01 (Bq/kg乾土)
		上記の乾燥、ふるい分けした試料をイオン交換法・ シリコン半導体検出器	Pu-239+240	0.01 (Bq/kg乾土)
			Am-241	0.02 (Bq/kg乾土)
			Cm-242	0.01 (Bq/kg乾土)
			Cm-243+244	0.01 (Bq/kg乾土)
海水試料	近傍海域	リンモリブデン酸アンモニウム（AMP）沈殿・ 高純度ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	1 (mBq/L)
			Cs-137	1 (mBq/L)
		電解濃縮法・ 液体シンチレーション計測法	トリチウム	0.1 (Bq/L)
			Sr-90	1 (mBq/L)
	沖合海域	リンモリブデン酸アンモニウム（AMP）沈殿・ 高純度ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	1 (mBq/L)
			Cs-137	1 (mBq/L)
		電解濃縮法・ 液体シンチレーション計測法	トリチウム	0.1 (Bq/L)
			Sr-90	1 (mBq/L)
		鉄・バリウム共沈法	全β放射能	0.02 (Bq/L)
	外洋海域	リンモリブデン酸アンモニウム（AMP）沈殿・ 高純度ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	1 (mBq/L)
			Cs-137	1 (mBq/L)

別表2-1 採取測定位置（東電福島第一原発の周辺の海域モニタリングその1（近傍海域））

測点	採取測点位置		採取試料
	緯度	経度	海水試料
M-101	37° 25.6'	141° 02.6'	表層水
M-102	37° 25.1'	141° 02.6'	表層水
M-103	37° 26.7'	141° 02.8'	表層水
M-104	37° 24.1'	141° 02.8'	表層水

* 緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表2-2 採取測定位置（東電福島第一原発の周辺の海域モニタリングその2（近傍海域））

測点	経度	緯度	採取試料
T-1	141.03444444	37.43111111	表層水
T-2	141.03361111	37.41583333	表層水
T-0-1	141.04027778	37.43055556	表層水
T-0-1A	141.04666667	37.43055556	表層水
T-0-2	141.04666667	37.42333333	表層水
T-0-3	141.04027778	37.41611111	表層水
T-0-3A	141.04666667	37.41611111	表層水
T-A1	141.05076111	37.44079444	表層水
T-A2	141.05076111	37.42468611	表層水
T-A3	141.05073889	37.40926667	表層水
E-S1	141.04210000	37.44111000	表層水
E-S4	141.03870000	37.43375000	表層水
E-S5	141.04620000	37.43289000	表層水
E-S13	141.04610000	37.42568000	表層水
E-S14	141.04200000	37.42026000	表層水
E-S16	141.03770000	37.40290000	表層水
E-S3	141.03970000	37.44111000	表層水
E-S10	141.05060000	37.42924000	表層水
E-S15	141.03760000	37.41028000	表層水
E-S16	141.03770000	37.40290000	表層水
M-101	141.04300000	37.42700000	表層水
M-102	141.04300000	37.41900000	表層水
M-103	141.04700000	37.44500000	表層水
M-104	141.04700000	37.40166667	表層水
F-P01	141.03527778	37.41861111	表層水
F-P02	141.03527778	37.43083333	表層水
F-P03	141.04166667	37.42416667	表層水
F-P04	141.05722222	37.42416667	表層水
F-P07	141.04101667	37.44733889	表層水
F-P08	141.04691944	37.43702222	表層水
F-P09	141.04683333	37.42032778	表層水

※緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表3 採取測点位置
(東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング (沖合海域))

測点	採取測点位置等			採取試料			
	緯度	経度	参考水深	海水試料		海底土試料	
M-A1	38°30.0'	141°51.0'	210m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-A3	38°30.0'	142°05.0'	480m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-MI4	38°15.0'	141°45.0'	150m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-B1	38°05.0'	141°15.4'	45m	表層水	-	下層水	海底土
M-B3	38°05.0'	141°29.4'	120m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-B5	38°00.0'	142°00.0'	370m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-C1	37°45.0'	141°15.4'	60m	表層水	-	下層水	海底土
M-C3	37°45.0'	141°29.4'	130m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-D1	37°35.0'	141°22.4'	120m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-D3	37°35.0'	141°36.4'	220m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-E1	37°25.0'	141°22.4'	140m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-E3	37°25.0'	141°36.4'	230m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-E5	37°30.0'	142°00.0'	530m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-F1	37°15.0'	141°22.4'	140m	表層水	-	下層水	海底土
M-F3	37°15.0'	141°36.4'	240m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-G0	37°05.0'	141°08.4'	110m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-G1	37°05.0'	141°15.4'	140m	表層水	-	下層水	海底土
M-G3	37°05.0'	141°29.4'	210m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-G4	37°00.0'	141°45.0'	660m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-H1	36°55.0'	141°08.4'	130m	表層水	-	下層水	海底土
M-H3	36°55.0'	141°22.4'	230m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-I0	36°45.0'	140°53.0'	80m	表層水	-	下層水	海底土
M-I1	36°45.0'	140°57.0'	100m	表層水	50m層水	下層水	海底土
M-I3	36°45.0'	141°11.0'	190m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-J1	36°25.0'	140°43.0'	50m	表層水	-	下層水	海底土
M-J3	36°25.0'	141°04.0'	570m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-IB2	36°25.0'	140°51.0'	120m	表層水	-	下層水	海底土
M-K1	36°04.0'	140°43.0'	30m	表層水	-	下層水	海底土
M-IB4	36°05.0'	140°52.0'	120m	表層水	-	下層水	海底土
M-L1	35°45.0'	140°57.0'	45m	表層水	-	下層水	海底土
M-L3	35°45.0'	141°11.0'	170m	表層水	100m層水	下層水	海底土
M-M1	35°30.0'	141°00.0'	110m	表層水	-	下層水	海底土

* 緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表4 採取測点位置
(東電福島第一原発の周辺の海域モニタリング(外洋海域))

測点	採取測点位置		海水試料				
	緯度	経度					
M-10	38°30.0'	143°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-11	38°30.0'	144°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-14	37°30.0'	143°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-15	37°30.0'	144°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-19	36°30.0'	142°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-20	36°30.0'	143°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-21	36°30.0'	144°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-25	35°30.0'	142°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-26	35°30.0'	143°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水
M-27	35°30.0'	144°00.0'	表層水	100m層水	200m層水	300m層水	500m層水

* 緯度経度は世界測地系に基づくもの。

別表 5 東京湾 試料採取測点等詳細

エリア	採取測点	採取測点詳細		採取試料の種類及び年間調査回数					
		緯度	経度	海水試料	回数	海底土試料	回数	柱状海底土	回数*
河口域	E-T1	35° 38.2'	139° 46.3'	表層水	1	—	—	—	—
	E-T2	35° 36.8'	139° 50.8'	表層水	1	—	—	—	—
	E-T3	35° 38.8'	139° 59.4'	表層水	1	—	—	—	—
	E-T4	35° 38.5'	140° 01.3'	表層水	1	—	—	—	—
	M-C1	35° 36.7'	139° 53.9'	—	—	表層海底土	4	—	—
	M-C3	35° 35.4'	140° 03.3'	—	—	表層海底土	4	—	—
	M-C4	35° 32.2'	140° 01.2'	—	—	表層海底土	4	—	—
	M-C7	35° 29.9'	139° 59.1'	—	—	表層海底土	4	—	—
	M-C8	35° 30.5'	140° 01.0'	—	—	表層海底土	4	柱状海底土	1
	M-C10	35° 27.5'	139° 57.0'	—	—	表層海底土	4	—	—
	C-P1	35° 25.5'	139° 51.8'	—	—	表層海底土	4	—	—
	C-P2	35° 24.1'	139° 51.8'	—	—	表層海底土	4	—	—
	C-P3	35° 22.2'	139° 52.9'	—	—	表層海底土	4	—	—
	C-P4	35° 21.4'	139° 50.8'	—	—	表層海底土	4	—	—
	C-P5	35° 20.6'	139° 48.0'	—	—	表層海底土	4	—	—
	C-P8	35° 23.0'	139° 55.0'	—	—	表層海底土	4	柱状海底土	1
湾央	K-T1	35° 35.2'	139° 52.9'	表層水	6	表層海底土	6	柱状海底土	1
	K-T2	35° 30.2'	139° 50.6'	表層水	6	表層海底土	6	—	—
	M-C2	35° 36.4'	139° 58.0'	—	—	表層海底土	4	—	—
	M-C5	35° 33.0'	139° 54.6'	—	—	表層海底土	4	—	—
	M-C6	35° 32.3'	139° 57.2'	表層水	1	表層海底土	4	柱状海底土	1
	M-C9	35° 29.0'	139° 54.6'	表層水	1	表層海底土	4	—	—
湾口中央付近	KK-U1	35° 18.1'	139° 43.3'	表層水	1	—	—	—	—

* 柱状海底土は夏季に採取する。

注 1) 採取ポイント詳細（緯度経度）は世界測地系に基づく。

注 2) 採取ポイント及び調査回数は、得られたデータ等の考慮して当該事業開始後に変更される場合がある。

別表6 「分析方法及び検出目標レベル（東京湾のモニタリング）」

試料	分析・測定方法	対象核種	検出下限目標値
海水試料	リンモリブデン酸アンモニウム（AMP）沈殿・ 高純度ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	1（mBq/L）
		Cs-137	1（mBq/L）
海底土試料	105℃乾燥後、2 mm孔径のふるい分け・ 高純度ゲルマニウム半導体検出器	Cs-134	0.6（Bq/kg乾土）
		Cs-137	0.6（Bq/kg乾土）

原子力規制庁長官官房監視情報課 宛

令和〇年〇月〇日

会社名 _____

令和7年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(総合モニタリング計画に基づく放射能調査)事業

海域、エリア等	分析対象試料	採取・採集期間	分析期間	分析試料数
東電福島第一原発 近傍海域	海水			
東電福島第一原発 沖合海域	海水			
	海底土			
東電福島第一原発 外洋海域	海水			
東京湾河口	海水			
	海底土			
東京湾湾央	海水			
	海底土			
東京湾湾口中央付近	海水			

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費
及び放射性物質測定調査委託費
(総合モニタリング計画に基づく放射能調
査) 事業

応札資料作成要領

原子力規制委員会

目 次

第 1 章 原子力規制委員会が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料等

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2.1 評価項目一覧の構成
- 2.2 遵守確認事項
- 2.3 提案要求事項
- 2.4 添付資料

第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3.1 提案書の構成及び記載事項
- 3.2 提案書様式
- 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3.4 留意事項

第 4 章 提案書雛形

- 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項
- 4.2 提案書雛形
- 4.3 工数

第 5 章 補足情報

- 5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第 6 章 見積書

- 6.1 見積書の作成方法

第 7 章 別紙

- 7.1 （別紙 1） 提案書雛形
- 7.2 （別紙 2） 質問状
- 7.3 （別紙 3） 見積書様式
- 7.4 （別紙 4－1） 従業員への賃金引き上げ計画の表明書（大企業用）
- 7.5 （別紙 4－2） 従業員への賃金引き上げ計画の表明書（中小企業等用）

本書は、令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業の調達に係る応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領等を取りまとめたものである。

第 1 章 原子力規制委員会が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料等

原子力規制委員会は応札者に以下の表 1 に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表 2 に示す資料を作成し、原子力規制庁へ提示する。

開札後、落札者は表 3 に示す資料を、ただちに原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課へ提出する。

[表 1 原子力規制委員会が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 入札仕様書	本調達の対象である令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業の仕様を記述（事業の目的・内容等）。
② 応札資料作成要領	応札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④ 評価手順書	原子力規制委員会が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表 2 応札者が原子力規制委員会に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧 の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に「○」「×」を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。 詳細説明は第 2 章を参照。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。主な項目は以下のとおり。 ・ 応札者が提案する、調査事業の内容、体制、波及効果等 ・ 実施計画 ・ 業務実施者の資格、確保 ・ 補足資料(応札者の実績の詳細)等 詳細説明は第 3 章を参照。

[表 3 落札者が原子力規制委員会に提出する資料]

資料名称	資料内容
①見積書及び単価設定の根拠資料	入札金額の内訳を記入したもの。 単価設定の根拠資料も併せて提出すること。 詳細説明は第 6 章を参照。

第 2 章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表 4 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧 における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～5	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 例：調査事業の内容、実施計画、資格・能力、実績等。
6	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：実施体制及び担当者略歴、会社としての実績及び費用等。

2.2 遵守確認事項

評価項目一覧中の遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧－遵守確認事項－」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、表 5 を参照すること。

[表 5 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	遵守確認事項の分類	原子力規制委員会
内容説明	遵守すべき事項の内容	原子力規制委員会
遵守確認	応札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は「○」を、実現	応札者

	・ 遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には「×」を記載する。	
--	--	--

2.3 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表 6 を参照すること。

[表 6 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	原子力規制委員会
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	原子力規制委員会
評価区分	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	原子力規制委員会
得点配分	各項目に対する最大加点	原子力規制委員会
雛形頁番号	（別紙 1）提案書雛形*における雛形（※）の頁	原子力規制委員会
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

※応札者が提案書を作成する際に、参考とすることが可能な提案書の雛形。提案要求事項毎の記述内容、評価の観点等が記載されている。詳細は本応札資料作成要領第 4 章を参照のこと。

2.4 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表 7 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～小項目	提案書の目次（提案要求事項の分類）	原子力規制委員会
資料内容	応札者に提案を要求する内容	原子力規制委員会
提案の要否	必ず提案すべき項目（必須）又は必ずしも提案する必要は無い項目（任意）の区分を設定している。 提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	原子力規制委員会
雛形頁番号	（別紙 1）提案書雛形*における雛形の頁	原子力規制委員会
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したもの及び求められる提案要求事項の概要を示す（表8）。提案書は、表8の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。

なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項目一覧」で指定されている別添「提案書雛形」を参照すること。

[表8 提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	調査事業の実施方針	原子力規制委員会が令和7年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業の調達に至った背景や本事業の目的等を踏まえた、調査内容の妥当性、独自性、調査方法の妥当性、独創性、作業計画の妥当性、効率性等。
2	事業実施体制	組織の類似調査業務の経験、組織の調査実施能力、事業遂行のための経営基盤・管理体制・技術基盤等。
3	事業従事予定者の能力	事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性等。
4	ワークバランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況等。
5	企業等の賃上げの実施	事業年度（又は暦年）における賃上げの状況等
6	添付資料	組織の概要、事業内容等、用語解説当の補足説明、事業実施に係る工数、情報セキュリティの確保。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧は、原則としてA4版・両面とする。
- ③ 提出物は、電子調達システム、電子メール、持参又は郵送（提出期限必着）での提出による。

電子媒体で送付する場合には、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel 又は PDF 形式とする（これに拠りがたい場合は、原子力規制委員会まで申し出ること）。郵送する場合には、6部用意の上、郵送手段は書留郵便等の配達記録が残るものに限ること。

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、原子力規制委員会に対し自らの提案内容の説明（プレゼンテーション）を行う。
- ② 応札者が当該説明（プレゼンテーション）を行うに当たっては、説明者のクラス（肩書き）は問わないこととし、原子力規制委員会内会議室にて説明（プレゼンテーション）を行う。
- ③ 当該説明（プレゼンテーション）の日時等については、入札締切（提案書受領期限）後に原子力規制委員会と応札者とで別途調整する。また、説明（プレゼンテーション）の時間は、現時点では 1 社当たり概ね 1 時間程度（質疑応答を含む）を想定している。
- ④ 説明（プレゼンテーション）に当たっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 原子力規制委員会から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙 2 の質問状に必要事項を記載の上、**令和 7 年 2 月 13 日（木）17 時**までに電子メールで原子力規制庁放射線防護グループ監視情報課河野恭彦（kono_takahiko_m7t@nra.go.jp）宛てに提出する。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと原子力規制委員会が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 提案書雛形

4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価観点を提示する。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができるが、以下に留意する必要がある。

- ・ 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目（詳細は、提案書雛形の見方を参照）を提案書に含めなければならない。
- ・ 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への完全な遵守を求めるものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にすることが出来るかは別添「評価項目一覧」にて、提示する。

4.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙1を参照。

4.3 工数

提案書雛形P28の書式に従って、入札仕様書における業務の中項目単位で、業務実施者のクラス（例：主任研究員、研究員等）別の工数を提出すること。

第5章 補足情報

5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第6章 見積書

6.1 見積書の作成方法

落札者に対しては、提示された入札価格の積算内訳（単価及び数量）を別紙3の見積書様式を参考に作成のうえ提出すること。

人件費単価は、研究者等のクラス別時間単価、もしくは支払実績時間単価を設定する。単価設定の根拠資料として、研究者等のクラス別時間単価の場合は、単価表及び単価設定の考え方を、支払実績時間単価の場合は、支払実績の内訳及び理論総労働時間を提出すること。

事業費単価は、委員会開催経費（謝金、交通費等）、事業の実施に必要となる機器、ソフトウェア等の利用料金や借室料等を内訳単位で設定する。

単価設定の根拠資料として、単価に採用した内部規定や参考見積等を提出すること。

第 7 章 別紙

7.1 (別紙 1) 提案書雛形

別紙

7.2 (別紙 2) 質問状

社名			
住所			
TEL		Mail	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

7.3 （別紙 3） 見積書様式

令和 年 月 日

※開札日又は開札日以降

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

見積書

下記のとおりお見積り申し上げます。

記

1. 件 名 令和7年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業

※仕様書記載の正式な件名とする。

2. 見積金額 ○○, ○○○, ○○○円

（うち消費税及び地方消費税額 ○○○, ○○○円を含む）

※消費税込額として、消費税を別表示する。

内訳は別紙のとおり

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(別紙)

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費
(総合モニタリング計画に基づく放射能調査) 事業

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	00,000,000 z,zzz,zzz	@ xx,xxx ×yy 時間 = z,zzz,zzz
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000,000 zzz,zzz ccc,ccc	@ xx,xxx ×yy 人 = zzz,zzz @ aa,aaa × bb 時 間 × 100/110 = ccc,ccc (注 1 : 消費税及び地方消費税は別掲のため、 単価に含まれている場合は除外のうえ計上の こと。)
3. 再委託費	〇〇〇業務	00,000,000 xxx,xxx,xxx	株式会社〇〇〇 xxx,xxx,xxx
4. 一般管理費		00,000,000	(1.人件費+2.事業費)の 10%以内 (注 2 : 小数点以下切り捨て)
5. 小計			(注 3 : 落札金額と一致)
6. 消費税及び 地方消費税			5.小計 (※) × 10% (注 4 : 小数点以下切り捨て)
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げに係る消費税及び地方消費税につ
いては、計上することは出来ない。

(別紙4－1)

【大企業用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率3%以上とすること

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

(別紙 4 - 2)

【中小企業等用】

従業員への賃金引上げ計画の表明書

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率 1.5%以上とすること

を表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表

氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者

氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

- 令和7年度原子力施設等防災対策等委託費
及び放射性物質測定調査委託費
(総合モニタリング計画に基づく放射能調査)
事業
 - 提案書

- 提案者
- 年月日⁵⁷ -

1 調査事業の実施方針

1.1 調査内容の妥当性、独自性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 提案内容について具体的に記述

■ 調査内容の妥当性、独自性

【基礎点評価の観点】

- ・仕様書記載の調査内容についてすべて提案されているか
- ・偏った調査内容となっていないか

【加点点評価の観点】

- ・仕様書に示された内容以外の独自の提案はされているか

1 調査事業の実施方針

1.2 調査方法の妥当性、独創性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 仕様書に示された事業の実施方法について記述

▪ 仕様書に示された事業の実施方法

【基礎点評価の観点】

- ・調査項目・調査手法が明確であるか
- ・調査の解析手法が妥当であるか

【加点点評価の観点】

- ・調査手法、解析手法に事業成果を高めるための独創的な工夫があるか

1 調査事業の実施方針

1.3 作業計画の妥当性、効率性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 調査の作業計画の妥当性、効率性について記述する。

■ 調査の作業計画の妥当性、効率性

【基礎点評価の観点】

- ・作業日程、手順等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか

【加点点評価の観点】

- ・事業成果達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか

2 事業実施体制

2.1 組織の類似調査業務の経験

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 調査を実施するに当たり、過去に官公庁以外も含めた、本領域における事業の実績がある場合、前述で提案した実績と矛盾の無いよう、その提供先、提供機関、実施概要、主たる業務実施担当者等を具体的・客観的に記述する。

調査領域における実績の一覧

(以下の項目等を含めて記述)

- 提供先(※実名が記述できない場合は、必ずしも実名を記述する必要はない。その場合、例えば「小売業A」といった形式で記述する)
- 提供時期
- 実施概要
- 主たる業務実施担当者 等

【加点評価の観点】

- 類似の調査の経験(海域試料の採取、測定、解析それぞれについて)を有しているか

2 事業実施体制

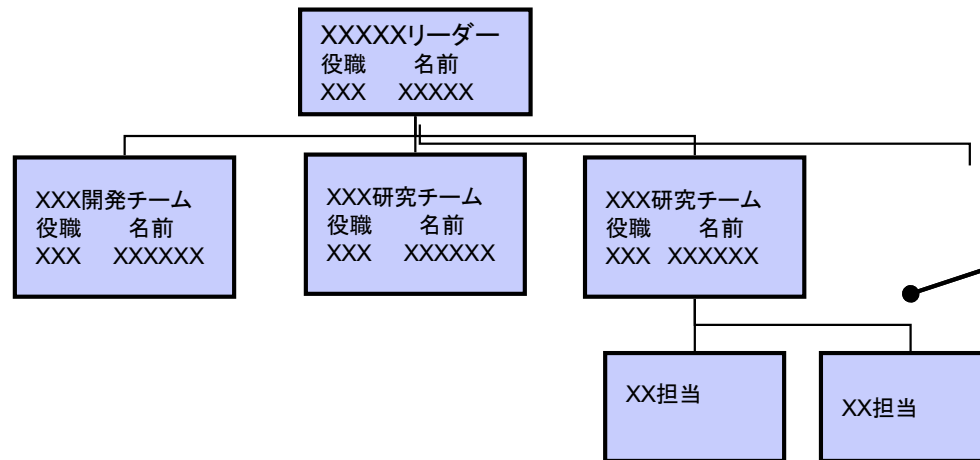
2.2 組織の調査実施能力

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 業務の実施体制や役割分担 について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように記述する。
- 実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、各チームのリーダークラス要員については、役職及び担当者名を記述する応札者が当該業務における実績を有する場合、その実績が当該業務の実施に当たり有益であることを具体的・客観的に記述する。(例えば、「過去の実績における経験者を当該業務の各チームに従事させる」等)

■ 業務実施体制



記述例

【基礎点評価の観点】

・事業を実施する人員(原子力規制委員会からの追加解析要求に迅速に対応するための人員を含む)が確保されているか

■ 役割分担

- 各チームの主な役割
- 各チームの担当者数
- 提案書に別途含める、実施担当者の略歴への参照 等

■ 過去の実績

- XXXXXXXXXXXX
- 提案書に別途含める、XXXXXXXXXXXX」への参照 等

記述例

【加点评価の観点】

・幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しているか

注: 体制、担当者略歴及び過去の実績等を記述する場合は、XXXXXXXXXXXX等についても記載すること。

2 事業実施体制

2.3 事業遂行のための経営基盤・管理体制・技術基盤

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか

■ 経営基盤について

■ 資金・設備の状況

✓ XXXXXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXXXXXXXXXXXX。

✓ XXXXX

【基礎点評価の観点】

・事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか

■ 管理体制について

- ・ XXXXXXXXXXXX
- ・ ISO関係

【加点評価の観点】

・IAEAのProficiency testを受けているか又はILCに参加したか

■ 技術基盤について

- ・ XXXXXXXXXXXX
- ・ IAEAが実施するProficiency Testの評価、ILCへの参加実績について記載(想定する再委託先を含む)

3 事業従事予定者の能力

3.1 事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・的確性に関して記述する。

業務担当者一覧

(以下の項目等を含めて記述)

氏名

部署・役職

予定担当業務

役割

業務経験(顧客の業種、実施業務やその内容、体制内での位置づけ、実施期間)

保有スキル 等

【基礎点評価の観点】

- ・調査内容に関する知識・知見を有しているか

【加点評価の観点】

- ・調査に関する専門知識に関する人的なネットワークの構築、情報発信をしているか

4.1 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

7.1 (別紙1) 提案書雛形

- 認定等の有無、認定等の名称等に関して記述する。

認定等の名称： (認定段階： 、計画期間：平成(令和)〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

注3 事業者の経営における主たる事業所(本社等)において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。

(注)複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。

5 企業等の賃上げの実施

5.1 事業年度(又は暦年)における賃上げ

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 賃上げの実施の表明の有無に関して記述する。

賃上げの実施の表明の有無 : 有 ・ 無

従業員への賃金引き上げ計画の表明書(別紙4-1又は4-2)の写しを添付すること。

【加点評価の観点】

- ・従業員への賃金引き上げ計画を表明しているか
 大企業3%以上
 中小企業1.5%以上

【6. 添付資料】

6.1 組織の概要、事業内容等

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 当該事業を実施するに当たり、組織の概要・事業内容等について具体的に記述する
- パンフレット等がある場合には添付する

■ 組織の概要、事業内容等

◆ 組織の概要

◆ 組織の事業内容

◆ その他組織の特色 等

【6. 添付資料】

6.2 用語解説等の補足説明

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	
	■ 当該事業を実施するに当たり、調査事業に係る専門的な用語の説明等を具体的に記述する

■ 用語解説等の補足説明

◆ 用語名

【解説】

【6. 添付資料】

6.3 事業実施に係る工数

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 本事業を実施するにあたり必要な工数をクラス別に記述する
- クラス別の従事者がどのような業務をどの程度行うかが分かるように記述する

■ 事業実施に係る事業従事予定者の工数

記述例

業務				担当者のクラス別工数(人月)/月				工数 (業務中項目 単位)
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	〇〇〇に係るもの							
		1)						
		2)						
(2)	〇〇〇に係るもの							
		1)						
		2)						
		...						
			合計(工数)					

【6. 添付資料】

6.4 情報セキュリティの確保

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	
	■ 本事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制を記述する

- 情報セキュリティ対策

Title: 評価項目一覧 - 遵守確認事項 -

大項目	中項目	小項目	細項目	内容説明	遵守確認
0 遵守確認事項					
	0.1.	事業計画	調査を始める前に、原子力規制委員会担当者と調査内容について十分調整を行う。		
			事業の実施状況を適宜確認し、実施計画通りに事業を行う。		
			原子力規制委員会が事業の実施状況について報告を求めた場合、速やかに報告を行う。		
	0.2.	予算の執行	落札価格を考慮し、適正な予算の執行を行う。		
	0.3.	報告書	納品書を提出する前に、原子力規制委員会の要望した作業がすべて完了したかを原子力規制委員会に確認する。		
			納入物は、実施計画通りに記載したものを事業期間内に納入する。		
			報告書は、基本的に日本語で作成する(図表など一部英語等を使わざるを得ない場合を除く)		
	0.4.	情報セキュリティの確保	原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行を確保する。		

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価 区分	得点配分			内部用評価基準		雛形 頁番号	提案書 頁番号	
大項目	中項目	小項目	細項目		提案要求事項	合計	基礎 点	加 点	基礎点			加 点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加 点幅)
1 調査事業の実施方針												
●	1.1	調査内容の妥当性、独自性	仕様書記載の調査内容について全て提案されているか	必須	20	5	-	仕様書記載の調査内容について全て提案されているか		17		
			仕様書に示された内容以外の独自の提案はされているか	任意		-	10	仕様書に示された内容以外の独自の提案はされているか		17		
			偏った調査内容となっていないか	必須		5	-	偏った調査内容となっていないか		17		
●	1.2	調査方法の妥当性、独創性	調査項目・調査手法が明確であるか	必須	20	5	-	調査項目・調査手法が明確であるか		18		
			調査の解析手法が妥当であるか	必須		5	-	調査の解析手法が妥当であるか		18		
			調査手法、解析手法に事業成果を高めるための独創的な工夫があるか	任意		-	10	調査手法、解析手法に事業成果を高めるための独創的な工夫があるか		18		
●	1.3	作業計画の妥当性、効率性	作業日程・手順等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか	必須	10	5	-	作業日程、手順等に無理がなく、目的に沿った実現性があるか		19		
			事業成果達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか	任意		-	5	事業成果達成のために、日程、作業手順等が効率的であるか		19		
2 事業実施体制												
	2.1	組織の類似調査業務の経験	類似の調査の経験(海域試料の採取、測定、解析それぞれについて)を有しているか	任意	5	-	5	類似の調査の経験(海域試料の採取、測定、解析それぞれについて)を有しているか		20		
	2.2	組織の調査実施能力	事業を実施する人員(原子力規制委員会からの追加解析要求に迅速に対応するための人員を含む)が確保されているか	必須	10	5	-	事業を実施する人員(原子力規制委員会からの追加解析要求に迅速に対応するための人員を含む)が確保されているか		21		
			幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しているか	任意		-	5	幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有しているか		21		
	2.3	事業遂行のための経営基盤・管理体制・技術基盤	事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか	必須	10	5	-	事業を実施する上で適切な経営基盤・管理体制・技術基盤を有しているか		22		
			IAEAのProficiency testを受けているか又はILCIに参加したか	任意		-	5	IAEAのProficiency testを受けているか又はILCIに参加したか		22		
3 事業従事予定者の能力												
	3.1	事業従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	調査内容に関する知識・知見を有しているか	必須	15	10	-	調査内容に関する知識・知見を有しているか		23		
			調査に関する専門知識に関する人的なネットワークの構築、情報発信をしているか	任意		-	5	調査に関する専門知識に関する人的なネットワークの構築、情報発信をしているか		23		

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価 区分	得点配分			内部用評価基準		雛形 頁番号	提案書 頁番号	
大項目	中項目	小項目	細項目		提案要求事項	合計	基礎 点	加 点	基礎点			加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)
4 組織のワークライフバランス等の取組												
	4.1	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。))に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	—	女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等) ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定、トライくるみん認定) ・プラチナくるみん認定 5点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 3点 ・トライくるみん認定 3点 ・くるみん認定(旧基準※6) 2点 ※4 新くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準により認定) ※5 旧くるみん認定(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準により認定) ※6 旧くるみん認定(平成29年3月31日以前の基準により認定) 若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。	24	
5 企業等の質上げの実施												
	5.1	事業年度(又は暦年)における質上げ		質上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-1)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-2)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。	任意	5	-	5		表明書の写しの提出が確認出来れば加点(5点)。	25	
						合計	100	45	55			

●は価格と同等に評価できない項目(合計50点)

Title: 評価項目一覧 - 添付資料 -

提案書の目次			資料内容	提案 の 要 否	雛形頁番号	提案書頁番号
大項目	中項目	小項目				
6 添付資料						
	6.1.	組織の概要・事業内容等	会社又は法人としての概要（組織の概要、事業内容が分かるパンフレット等）	必須	26	
	6.2.	用語解説等の補足説明	調査事業に係る専門的な用語の説明等	必須	27	
	6.3.	事業実施に係る工数	実施に必要な工数の明細	必須	28	
	6.4.	情報セキュリティの確保	受託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制	必須	29	

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費
及び放射性物質測定調査委託費（総合モニ
タリング計画に基づく放射能調査）事業

評価手順書(加算方式)

原子力規制委員会

本書は、令和7年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ②別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

総合評価点	=	技術点	+	価格点
-------	---	-----	---	-----

技術点 = 基礎点 + 加点

価格点 = 価格点の配分(※) × (1 - 入札価格 ÷ 予定価格)

※技術点及び価格点は小数点以下4桁目以降を切り捨てとする（小数点以下3桁目までを表示する。）。

1.3 得点配分

※技術点の配分と価格点の配分は、2 : 1 とする。

技術点	100点
価格点	50点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ①別添「評価項目一覧－遵守確認事項－」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されている。
- ②別添「評価項目一覧－提案要求事項一覧（項番1～5）」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。
- ③別添「評価項目一覧－添付資料（項番6）」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第 3 章 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される、「提案要求事項(項番 1～5)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が 0 となった場合、その応募者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（加点部分の点数）を合計し、それを平均して基礎点と合計したものを技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ①「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ②入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

第 3 章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。（評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」の「得点配分」欄を参照）

3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は 0 点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応募者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「基礎点評価の観点」として示している。

3.3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示している。

(概算契約)

番 号

令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業に関する委託契約書（案）

支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、相手方名称 代表者氏名（以下「乙」という。）とは、令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業について、以下により委託契約を締結する。

目 的 甲は、令和 7 年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費（総合モニタリング計画に基づく放射能調査）事業（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。

委 託 金 委託業務の実施に要した経費の額。ただし、
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。）
を上限とする。

契 約 期 間 令和 7 年〇〇月〇〇日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

実績報告書の提出
期限 委託業務完了の日の翌日から 1 0 日以内の日

納 入 物 電子媒体（CD-ROM等）7 式

納 入 場 所 指示の場所

そ の 他 約定のとおり

この契約を証するため、本契約書を 2 通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

年月日

甲 東京都港区六本木一丁目 9 番 9 号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙 [所在地]
[相手方名称]
[代表者氏名]

（実施計画書（仕様書）の遵守）

第1条 乙は、別紙1の実施計画書（仕様書）に従って委託業務を実施しなければならない。

（納入物の提出）

第2条 乙は、委託業務についての納入物（以下「納入物」という。）を完了期限までに甲に提出しなければならない。

2 乙は、納入物を文書で作成する場合は、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達推進に関する基本方針（閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の基準を満たすこととする。

（契約保証金）

第3条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

（計画変更等）

第4条 乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の10パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）の場合を除く。）は、あらかじめ様式第1により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付することができる。

（全部再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

（再委託）

第6条 乙は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、外注、請負、その他の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。ただし、当該再委託が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）本契約の締結時における別紙2の履行体制図に定めるものである場合。

（2）甲の承認を得たものである場合。

（3）別紙3の条件に該当する第三者に対するものである場合。

（4）別紙4の軽微な再委託に該当する場合。

2 乙は、前項第2号の承認を受けようとする場合（再委託先の変更を含む。）には、あらかじめ様式第2により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、再委託（特定の再委託、軽微な再委託を含むすべての再委託。以下同じ。）する場合には、当該再委託に係る再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

4 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（履行体制）

第7条 乙は、別紙2の履行体制図に従って委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、別紙2の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに様式第3により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれか 79 -

に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 委託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称変更又は住所移転の場合。
- (2) 事業参加者との本契約における契約金額の変更のみの場合。
- (3) 別紙 4 の軽微な再委託に該当する場合。

3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（再委託に係る承認申請等の特例）

- 第 8 条 第 6 条第 2 項の再委託に係る承認申請又は前条第 2 項の履行体制図変更届出を要する事実が、第 4 条第 1 項の実施計画の変更に付随して生じる場合は、第 4 条第 1 項の計画変更承認申請にこれを含めることができる。この場合、その承認された範囲内において、再委託に関する承認を得た又は履行体制図変更届出を行ったものとみなす。
- 2 第 6 条第 2 項の再委託の承認を得た場合は、その承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

（債権譲渡の禁止）

- 第 9 条 乙は、甲の承諾を得ずに本契約によって生じる契約上の地位又は権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して金銭債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書に基づいて金銭債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を留保し又は次の各号に掲げる抗弁を留保するものとする。また、乙から金銭債権を譲り受けた者（以下「丙」という。）が甲に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 丙は、譲渡対象債権について、前項ただし書に掲げる者以外の者への譲渡若しくは質権の設定又はその他債権の帰属若しくは行使を害することを行わないこと。
 - (2) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら乙と丙の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第 1 項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 の規定に基づき、甲が同令第 1 条第 3 号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（監督等）

- 第 10 条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。
- 2 甲は、いつでも乙に対し本契約の履行に関し報告を求めることができ、甲が必要と認める場合には、乙の事業所等において契約上の義務の履行状況を調査することができる 80 -

(委託業務完了報告書の提出)

第 1 1 条 乙は、委託業務が完了したときは、直ちに、様式第 4 により作成した委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務完了の検査)

第 1 2 条 甲は、前条の委託業務完了報告書を受領した日から 1 0 日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は委託業務の完了期限の末日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

2 甲は、前項の確認を行った後に、乙が納入物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該納入物の引渡しを受けなければならない。

3 甲は、前項の規定による引渡しの前においても、納入物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

(実績報告書の提出)

第 1 3 条 乙は、様式第 5 により作成した実績報告書を約定期限（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までに甲に提出しなければならない。

(支払うべき金額の確定)

第 1 4 条 甲は、第 1 2 条第 1 項の確認及び納入物の引渡しを受けた後、前条の規定により提出された実績報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、委託業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定し（以下「確定額」という。）、これを乙に通知しなければならない。支払うべき金額を修正すべき事由が判明した場合も、同様とする。

(支払)

第 1 5 条 乙は、前条の通知を受けた後に、様式第 6 により作成した精算払請求書を提出する。この場合において、甲は、乙から適法な精算払請求書を受領した日から 3 0 日以内の日（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日を当該期間の末日とする。）までの期間（以下「約定期間」という。）内に支払を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、概算払財務大臣協議が整ったときは、乙は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として様式第 7 により作成した概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、支払を行うことができる。

(遅延利息)

第 1 6 条 甲が、約定期間内に支払を行わない場合には、甲は、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項に規定する財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した金額を乙に支払わなければならない。

(差額の返還又は支払)

第17条 乙が第15条第2項の規定により概算払を受領している場合であつて、当該概算払の合計額が確定額を超えている場合には、乙は、甲の指示により、その超える額を甲に返還しなければならない。

2 乙が第15条第2項の規定により概算払を受領している場合であつて、当該概算払の合計額が確定額に満たない場合には、当該概算払の合計額と確定額の差額の支払について、同条第1項を準用する。

(違約金)

第18条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として当該各号に定める額を徴収することができる。

(1) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他の不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額

(3) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

(4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等含む。以下同じ。ただし、第37条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏えいしたとき 契約金額の100分の10に相当する額

(5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第18条の2 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は、乙に対して委託金その他これまでに履行された委託業務の代金及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託金の全部又は一部を乙に支払っているときは、乙に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を請求することができる。

(延滞金)

第19条 乙は、第17条第1項の規定により甲に確定額を超える額を返納告知のあった期限までに返納しないときは、その期限の翌日からこれを国に返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払わなければならない。

2 乙は前条第2項の規定により甲に委託金の全部若しくは一部を返還する場合であつて、甲の定めた期限までに甲に返還しなかったときは、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合により計算した金額を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第20条 乙は、委託金について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第21条 乙は、この委託業務を実施するに当たって委託費により財産を取得した場合は、第11条の規定による委託業務完了報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに、様式第8により取得財産報告書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託費により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、取得財産管理台帳を備えるとともに、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 取得財産の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了（乙が、複数年度にわたり実施することを前提としている場合には、最終年度に当たる委託業務が完了するときとする。以下同じ。）又はこの契約を解除するまでの間、乙に帰属させるものとする。

4 乙は、取得財産のうち甲が指定するものについて、委託事業を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。それまでの間、乙は引き続き善良なる管理者の注意をもって取得財産を管理し、委託業務と関連のある業務に使用することができる。

5 甲は、前項の所有権の移転を行う前であっても、取得財産のうち甲が指定するものについて、乙の同意を得たときは、他者に貸付けできるものとする。

(財産に係る費用の負担等)

第22条 乙は委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(知的財産権等の定義)

第23条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）

(2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当す

る権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）

（3）著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）

（4）技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

（1）発明

（2）考案

（3）意匠及びその創作

（4）半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

（5）種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成

（6）著作物及びその創作

（7）ノウハウ及びその案出

3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

（知的財産権の帰属）

第24条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第9による確認書で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

（1）乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第26条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

（2）乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

（3）乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

（4）乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするとき、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。第27条、第28条及び第33条の2において同じ。）又は親会社（同法同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。次項において同じ。）を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（成果の利用行為）

- 第25条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

（委託業務の成果に関する不正な流出の防止）

- 第25条の2 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。
- 2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

（知的財産権の報告）

- 第26条 乙は、委託業務の成果に係る発明等の権利化、秘匿化又は公表等に係る方針を策定し、文書により甲に対し報告しなければならない。乙は、委託業務の成果に係る発明等が得られたときは、出願又は公表の前に、同様式により、甲に対し、当該成果並びに当該成果の取扱い及びその理由を報告しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内（ただし、外国における出願の場合は90日以内）に、様式第10による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（令和○年度原子力規制庁「○○」委託研究、産業技術力強化法（平成12年法律第44条）第17条の適用を受ける特許出願）」

- 4 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、様式第11による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、様式第12による著作物通知書を甲に提出しなければならない。

- 6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第28条第3項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等した場合は90日以内）に、甲に対して様式第13による産業財産権実施届出書を提出しなければならない。
- 7 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第27条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合（本委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第24条から第30条までの規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第14による移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第24条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。甲は、承認にあたり条件を付することができるものとする。
 - 3 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、様式第14の2による移転通知書を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第24条第1項各号及び第3項並びに第25条から第30条までの規定を遵守するものとする。

（知的財産権の実施許諾）

- 第28条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第24条、第25条、本条及び第30条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、様式第15による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第24条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。甲は、承認にあたり条件を付することができるものとする。
 - 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
 - 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、様式第15の2による専用実施権等設定通知書を甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

- 第29条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合（共有している知的財産権のうち、他の共有者が持分を放棄する場合を含む。）は、当該放棄を行う前に、様式第16による知的財産権放棄届出書を甲に提出しなければならない。

(ノウハウの指定)

- 第30条 甲及び乙は、委託業務の成果に係るノウハウのうち、甲に提出するノウハウを、協議の上、速やかに指定するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づき指定されたノウハウにつき、甲の指示に従い、委託業務成果報告届出書とは別に甲に提出しなければならない。
- 3 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 4 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。当該期間中、甲は乙の書面による同意がない限り、乙は甲の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。
- 5 甲は、第2項の規定によりノウハウが乙から提出されたときは、これを秘密情報の漏えいを防止することができる場所にて、適切に保存しなければならない。

(知的財産権の管理)

- 第31条 乙は、第24条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。
- (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
- (2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

- 第32条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第17条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

- 第33条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(現地調査等)

- 第34条 甲は、委託業務の実施状況の確認及び支払うべき金額の確定のために必要と認めるときは、乙に対し報告をさせ、又は所属の職員に乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(故意又は重過失による過払いがある場合の措置)

第35条 甲は、乙の故意又は重過失により委託金の過払いが発生していると認めるときは、乙に対してその事実関係の説明や資料の提出を求める等、事実関係の調査を行うことができる。

2 前項に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務についての修正実績報告書を提出しなければならない。

3 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、年3パーセントの割合により計算した利息を付すことができる。

(個人情報の取扱い)

第36条 乙は、甲から預託された個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第2条第1項及び第2項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、事前に書面により甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ、当該第三者が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする(以下本条において承認を得た再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先を「再委託先」という。)

3 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(1) 甲から預託された個人情報を第三者(前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。)に提供し、又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託された個人情報について、本契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

(3) 委託業務に関して自ら収集し、又は作成した個人情報について、甲が示した利用目的(特に明示がない場合は本契約の目的)の範囲を超えて使用すること。

4 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理(再委託先による管理を含む。)のために必要な措置を講じなければならない。

5 甲は、必要と認めるときは、所属の職員に、乙(再委託先があるときは再委託先を含む。)の事業所等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

6 乙は、委託業務を完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体(これらの複製を含む。)が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解、焼却等の方法により個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 7 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 8 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 9 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報等を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除し、又は制限するものではない。
- 10 本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（保全情報の取扱い）

- 第37条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、委託業務を完了したとき、又は本契約が解除されたときは、保全情報を甲が指示する方法により、速やかに返却又は削除しなければならない。
 - 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項ただし書の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏えいした疑いが生じた場合には、契約期間中であるか、契約期間後であるかを問わず、直ちに甲に報告しなければならない。また、乙は、契約期間中であるか、契約期間後であるかを問わず、保全情報の漏えいに関する甲の調査に協力するものとする。

（秘密の保持）

- 第38条 前条に定めるほか、乙は、本契約に基づく業務を遂行する過程で知り得た秘密を保持し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

（甲による契約の公表）

- 第39条 乙は、本契約の名称、概要及び委託金額並びに乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。
- 2 乙は、第6条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

（契約書の解釈）

- 第40条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意により、変更することができる。
- 2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。

(紛争の解決方法)

第 4 1 条 甲及び乙は、本契約から生じる又は本契約に関連して生じる一切の紛争について、甲の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

特記事項

【特記事項 1】

（談合等の不正行為による契約の解除）

第 1 条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（1）本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第 6 条第 1 項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第 6 条第 2 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項に規定する課徴金の納付を命じない旨の通知があったとき

（2）本契約に関し、乙の独占禁止法第 8 条又は第 9 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき

（3）本契約に関し、乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号に定める文書の写しを甲に提出しなければならない。

（1）前条第 1 号イ 独占禁止法第 6 条第 1 項の排除措置命令書

（2）前条第 1 号ロ 独占禁止法第 6 条第 2 項の課徴金納付命令書

（3）前条第 1 号ハ 独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の課徴金の納付を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）

第 3 条 乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者が負担する債務は、連帯債務とする。

4 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が本契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条各号のいずれかに規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者が負担する債務

は、連帯債務とする。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対する年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当要求等に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、乙又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当要求等」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(様式第 1)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

計画変更承認申請書

契約書第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額（委託金額の変更を伴う場合は、新旧対比で記載すること。）

委託金額	
------	--

3. 業務の進捗状況（業務内容ごとに、簡潔に記載すること。）

業務の進捗状況	
---------	--

4. 計画変更の内容・理由及び計画変更が業務に及ぼす影響（詳細に記載すること。また、支出計画の変更を申請する場合は、別葉にて新旧対比で作成すること。）

計画変更の内容・理由	
計画変更が業務に及ぼす影響	

5. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	

6. 履行体制図（契約書別紙2に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※必要に応じ、別葉を作成すること。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

（この申請書の提出時期：計画変更を行う前。）

(様式第 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

再委託に係る承認申請書

契約書第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 再委託内容（複数ある場合は再委託先ごとに記載することとし、再委託先の変更の場合は新旧対比すること。）

再委託先の氏名又は名称及び住所	
再委託先が業務を終了すべき時期	
再委託する（又は再委託先を変更する）理由	
再委託先の選定方法	

3. 履行体制図（契約書別紙 2 に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※必要に応じ、別葉を作成すること。

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

(この申請書の提出時期：再委託を行う前。)

(様式第 3)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

履行体制図変更届出書

契約書第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 履行体制図（契約書別紙 2 に準じ、作成すること。）

変更前	変更後

※必要に応じ、別葉を作成すること。

担当者等連絡先

部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

(この届出書の提出時期：履行体制変更の意思決定後、速やかに。)

(様式第 4)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

委託業務完了報告書

契約書第 1 1 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額

委託金額	
------	--

3. 委託業務完了期限

委託業務完了期限	
----------	--

4. 委託業務完了年月日

委託業務完了年月日	
-----------	--

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

(この報告書の提出時期：委託業務が完了した後、直ちに。)

(様式第 5)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

実績報告書

契約書第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 委託金額

委託金額	
------	--

3. 実施した委託業務の概要

委託業務の概要	
---------	--

4. 委託業務に要した経費

(1) 総括表

(単位：円)

区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
合計						

※記載方法は、記載要領（注 1）を参照のこと

(2) 支出内訳表

(単位：円)

区分	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき 委託金の額
合計						

※記載方法は、記載要領（注1）を参照のこと

担当者等連絡先 部署名： 責任者名： 担当者名： T E L： E-mail：
--

(この報告書の提出時期：約定期限まで。)

＜記載要領＞

（注１）：「４．委託業務に要した経費」は、以下のとおり記載する。

- ・区 分：支出計画中の区分経費の名称を記載する。（区分経費とは、人件費、事業費、再委託費、一般管理費の単位をいう。）
- ・委 託 金 額：区分経費ごとに、支出計画における委託金額（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の額）を記載する。（支出内訳表には支出計画の区分経費の内訳ごとに記載する。）
- ・流 用 額：支出計画の区分経費の１０パーセント以内の流用を行う場合は、区分経費ごとにその額を記載する。（人件費及び一般管理費への流用増額は不可。また、区分経費毎に１０パーセント以内の増減であること。）
- ・消費税等組入額：区分経費ごとに、消費税及び地方消費税相当額を記載する。（円未満の端数処理は、原則、端数の大きい順に切り上げて、合計額が一致するようにする。）
- ・流用等後額：委託金額、流用額及び消費税等組入額の合計を区分経費ごとに記載する。
- ・支出実績額：委託業務に要した経費を区分経費ごとに記載する。
 なお、一般管理費の額は、支出計画において一般管理費の算出基礎とした経費に対応する支出実績額の合計額に、支出計画における一般管理費の実質率（計画変更の承認を行った場合は当該変更後の実質率）を乗じて得た額とする。（円未満の端数は切り捨て。）
- ・受けるべき委託金の額：区分経費ごとに、流用等後額と支出実績額のいずれか少ない額を記載する。

（１）総括表（記入例）

（単位：

円）

区分経費	委託金額	流用額	消費税等組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委託金の額
1. 人件費	5,000,000	-500,000	450,000	4,950,000	4,832,010	4,832,010
2. 事業費	9,000,000	500,000	950,000	10,450,000	10,475,750	10,450,000
3. 再委託費	1,000,000		100,000	1,100,000	1,000,000	1,000,000
4. 一般管理費	1,400,000		140,000	1,540,000	1,530,776	1,530,776
小計	16,400,000		1,640,000	18,040,000	17,838,536	17,812,786
消費税相当額	1,640,000		-1,640,000			
合計	18,040,000		0	18,040,000	17,838,536	17,812,786

(2) 支出内訳表 (記入例)

円)

区分経費	委託金額	流用額	消費税等 組入額	流用等後額	支出実績額	受けるべき委 託金の額
I. 人件費	5,000,000	-500,000	450,000	4,950,000	4,832,010	4,832,010
〇〇研究員	2,500,000	-250,000			2,374,624	
△△研究員	2,500,000	-250,000			2,457,386	
II. 事業費	9,000,000	500,000	950,000	10,450,000	10,475,750	10,450,000
1. 設備備品費	2,000,000	2,500,000	450,000	4,950,000	4,994,100	
2. 消耗品費	1,000,000	-500,000	50,000	550,000	863,387	
3. 謝金	1,000,000	-500,000	50,000	550,000	415,000	
4. 旅費	1,000,000	-500,000	50,000	550,000	839,246	
5. 外注費	2,000,000	0	200,000	2,200,000	2,180,700	
6. 印刷製本費	1,000,000	-500,000	50,000	550,000	330,000	
7. 会議費	500,000	0	50,000	550,000	450,000	
8. 通信運搬費	200,000	0	20,000	220,000	189,728	
9. 光熱水料	200,000	0	20,000	220,000	141,589	
10. その他	100,000	0	10,000	110,000	72,000	
3. 再委託費	1,000,000		100,000	1,100,000	1,000,000	1,000,000
4. 一般管理費	1,400,000		140,000	1,540,000	1,530,776	1,530,776
小計	16,400,000		1,640,000	18,040,000	17,838,536	17,812,786
消費税相当額	1,640,000		-1,640,000			
合計	18,040,000		0	18,040,000	17,838,536	17,812,786

※「支出実績額」に消費税及び地方消費税相当額が含まれていない場合（人件費、謝金及び海外旅費等）は、支出実績額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を記載（免税事業者を除く）

【参 考】

<支出実績額における一般管理費>

支出計画における一般管理費額が、一般管理費算出基礎経費×基準一般管理費率の円未満切り捨てとなっている場合は、支出実績額における一般管理費の算出方法においても、一般管理費算出基礎経費×基準一般管理費率の円未満切り捨てとしてよいものとする。

※支出実績額の一般管理費の計算例（総括表記入例の金額より）

支出計画における一般管理費算出基礎経費は、人件費＋事業費の14,000,000円・・・A

支出計画における一般管理費は、1,400,000円・・・B

基準一般管理費率は、10.00%・・・C

支出計画における一般管理費の実質率は、10,000,000分の1,000,000・・・D

支出計画における一般管理費算出基礎経費に対応する支出実績合計額は、

$$4,832,010 + 10,475,750 = 15,307,760 \text{円} \cdots E$$

①基本の計算方法： $E \times D = 15,307,760 \times 1,000,000 \div 10,000,000 = 1,530,776 \text{円}$ （円未満切り捨て）

②上記参考に記載の計算方法

支出計画において、 $A \times C = B$ （円未満切り捨て）となっているため、 $E \times C = 15,307,760 \times 10.00\% = 1,530,776 \text{円}$ （円未満切り捨て）とする計算方法も可

(様式第 6)

記 号 番 号
令和 年 月 日

官署支出官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名
登 録 番 号 T

精算払請求書

契約書第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、精算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	円（消費税及び地方消費税相当分を含む）		
	税率10%対象 課税対象額	円	消費税額 円

課税対象額は税抜き額、消費税額は税額を記載し、税率8%対象がある場合は2段書きのこと。

3. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

(様式第 7)

記 号 番 号
令和 年 月 日

官署支出官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名
登 録 番 号 T

概算払請求書

契約書第 1 5 条第 2 項の規定に基づき、概算払を下記のとおり請求します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 請求金額（単位は円とし、算用数字を用いること。）

請求金額	円（消費税及び地方消費税相当分を含む）		
	税率10%対象 課税対象額	円	消費税額 円

課税対象額は税抜き額、消費税額は税額を記載し、税率8%対象がある場合は2段書きのこと。

3. 概算払を必要とする理由

概算払を必要とする理由	
-------------	--

4. 振込先金融機関名等

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

※この請求書には、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
TEL：
E-mail：

（この請求書の提出時期：概算払財務大臣協議が整い、概算払を受けることを希望するとき。）

(別 紙)

概算払請求内訳書

(単位：円)

区分	委託 金額 (a)	流用額 (b)	消費税等 組入額 (c)	流用等 後額 (d)= (a)+(b)+(c)	支出 実績額 (e)	支出 見込額 (f)	合計額 (g)= (e)+(f)	既受領 額 (h)	請求額 (i)	残額 (j)= (d)-(h)-(i)
合計										

< 概算払請求内訳書の記載要領 >

- ・区分、委託金額、流用額、消費税等組入額、流用等後額については、「実績報告書」の記載要領に同じ。
- ・支出実績額は、概算払請求書を提出する時点での前月分までの実績額を記載。
- ・支出見込額は、支出実績額に記載した月の翌月から事業終了までの見込額を記載。
- ・請求額は、原則、〔支出実績額－既受領額〕 ≤ 〔請求額〕であること。

必要により支出見込額を含めて概算払を請求しようとするときは、原子力規制庁担当者と相談の上、最小限度の請求金額とすること。この場合、概算払を必要とする見込額分については、金額とその理由が分かるように表示すること。（例：支出見込額欄に上段括弧書きで金額を表示、欄外にその理由を表示など。）

(注) 概算払請求に当たっては、財務大臣協議が整っていること、また、その協議内容に沿った請求時期及び金額以内であること。

< 記載例 >

(単位：円)

	委託 金額 (a)	流用額(b)	消費税等 組入額 (c)	流用等 後額 (d)= (a)+(b)+(c)	支出 実績額 (e)	支出 見込額 (f)	合計額(g)= (e)+(f)	既受領 額 (h)	請求額(i)	残額 (j)= (d)-(h)-(i)
1. 人件費	5,000,000	△500,000	450,000	4,950,000	0	5,500,000	5,500,000	0	5,500,000	0
2. 事業費	9,000,000	500,000	950,000	10,450,000	0	3,311,000	3,311,000	0	3,311,000	0
3. 再委託費	1,000,000	0	100,000	1,100,000	0	550,000	550,000	0	550,000	0
4. 一般管理費	1,400,000	0	150,100	1,550,000	0	881,100	881,100	0	881,100	-0
5. 消費税相当額	1,650,000		△1,650,100	-	-	-	-	-	-	
合計	18,150,000	0	0	18,150,000	0	10,242,100	10,242,100	0	10,242,100	0

(様式第 8)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

取得財産報告書

契約書第 2 1 条第 1 項の規定に基づき、取得財産を下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 取得財産の内訳

取得 年月日	財産 種別	財産名	規格等	数量	取得単価 (円：税込)	取得価格 (円：税込)	保管場所	備考

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

(この報告書の提出時期：委託業務完了報告書の提出時。また、甲から別に指示があったとき。)

<記載要領>

- この様式の対象となる取得財産は、取得価格の単価が消費税及び地方消費税込みで20万円以上の財産（附帯費用（運搬費、基礎工事費、試運転費等）は除く。）とする。ただし、複数の機器等から構成される取得財産は、取得価格の総額が消費税及び地方消費税込みで20万円以上とする。
 - 取得年月日は、受託者が取得財産の検収を行った年月日を記載すること。
 - 財産種別は、次のような種別を記載。
 - ・有体財産・・・機械・装置、工具・器具、機材（器材）、書籍・図書、など。
 - ・無体財産・・・ライセンス財産（ソフトウェア等）、ノウハウ財産、産業財産権、など。
 - 規格等は、型式などその財産のスペック等の参考になるものを記載すること。
 - 数量は、同一規格等であれば、一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。なお、単位も記載すること。（例：1個、1台、一式、など。）
- 注：一式として記載した場合は、内訳が分かる資料（見積書の内訳書など。）を取得財産報告書に添付して提出すること。
- 単価及び金額は、附帯費用（運搬費、基礎工事費、試運転費等）を除く金額を記載すること。
 - 保管場所は、住所及び保管場所を記載すること。
 - 備考は、財産の状態など特記すべき事項があれば記載すること。

特記すべき事項の例

- ・ライセンス財産（使用許諾権の移転の可否及び使用許諾期間の終了時期 等）
- ・〇〇部分は、事業実施過程において消耗してしまったため、継続使用には交換の必要がある。

<記載例>

取得 年月日	財産 種別	財産名	規格等	数量	取得単価 (円:税込)	取得価格 (円:税込)	保管場所	備考
令和6年 10月1日	機械・ 装置	〇〇〇器	GP-1XXX	1台	540,000	540,000	東京都〇〇区 〇〇x-x-x 〇〇検査所内 倉庫	〇〇部分は、事業実施過程において消耗してしまったため、継続使用には交換の必要がある。
令和6年 10月1日	ソフト ウェア	□□□□	AZ-9XXX	1 ライセンス	216,000	216,000	東京都〇〇区 〇〇x-x-x 〇〇検査所内 倉庫	使用許諾期間の終了 時期：令和2年9月 30日

(様式第 9)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

確認書

{名称 代表者氏名} (以下「乙」という。)は、支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 (以下「甲」という。) に対し下記の事項を約する。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 乙は、上記委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
3. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
4. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
5. 乙は、上記 3. に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
6. 乙は、甲が上記 4. に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
7. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び

次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

- イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第 4 号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ロ 乙が承認 T L O（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成 1 0 年法律第 5 2 号）第 4 条第 1 項の承認を受けた者（同法第 5 条第 1 項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定 T L O（同法第 1 1 条第 1 項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合
- ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

（この確認書の提出時期：契約締結日。）

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(様式第 1 0)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

産業財産権出願通知書

契約書第 2 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 出願国（注 1）

4. 出願等に係る産業財産権の種類（注 2）

5. 発明等の名称（注 3）

6. 出願日

7. 出願番号（注 4）

8. 出願人

9. 優先権主張（注 5）

1 0. 出願前の移転（注 6）

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

＜記載要領＞

- （注１）：出願（又は申請）を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願（PCT）であるときは、その旨を記載する。
- （注２）：特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。
（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）
- （注３）：特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- （注４）：当該出願が、国際特許出願の各国における国内段階に移行した特許出願である場合は、各国における出願番号の他に、国際特許出願番号を記載する。
- （注５）：当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。
- （１）優先権主張の種類
- ・国内優先権主張（特許法第４１条第１項若しくは実用新案法第８条第１項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張）
 - ・パリ条約で定める優先権主張
 - ・植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張
- （２）優先権主張の基礎となる出願（又は申請）の出願国、産業財産権の種類及び番号
- （注６）：出願前に第三者に移転した場合は、移転年月日、移転元の名称及び移転先の名称を記載する。

(様式第 1 1)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

産業財産権通知書

契約書第 2 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 出願等に係る産業財産権の種類

4. 発明等の名称

5. 出願番号

6. 出願人

7. 登録日

8. 登録番号

9. 登録国

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

(様式第 1 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

著作物通知書

契約書第 2 6 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 著作物の種類

4. 著作物の題号

5. 著作者の氏名（名称）

6. 著作物の内容

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

(様式第 1 3)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

産業財産権実施届出書

契約書第 2 6 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 実施した産業財産権

産業財産権の種類(注 1)及び番号(注 2)	産業財産権の名称等 (注 3)

4. 実施の主体 (第三者は実施許諾した場合)

自己 ・ 第三者 (注 4)

担当者等連絡先
部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
E-mail :

<記載要領>

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

(様式第 1 4)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

移転承認申請書

契約書第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 移転しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可)

4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

5. 承認を受ける理由(注4)

(以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する。)

- (1) 当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。(産業技術力強化法第17条にもとづく観点)
- (2) 当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。(科技イノベーション活性化法第41条に基づく観点)

担当者等連絡先 部署名： 責任者名： 担当者名： TEL： E-mail：
--

＜記載要領＞

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注4) : 具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。
- (1) について
- 移転先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
 - 移転先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものでないか。
 - 移転先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。
- (2) について
- 移転先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようになっているか。
 - 移転等が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
 - 当該移転等により、国内企業等(大学・研究機関等を含む)が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがあるか。
 - 当該移転等により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

(様式第 1 4 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

移転通知書

契約書第 2 7 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 移転した知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先が同じ場合は、複数列挙可)

4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

5. 移転日

6. 当該移転が認められる理由(以下のいずれかを選択する。)

- (1) 契約書第 2 7 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため(承認書の写しを添付する。)
- (2) 以下の理由により承認が不要であるため(さらに以下のいずれかの理由を選択)

- イ 子会社又は親会社への移転であるため
- ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
- ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
- ニ 合併又は分割による移転であるため

6. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 2 4 条から第 3 0 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

<記載要領>

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 1 5)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

専用実施権等設定承認申請書

契約書第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権

（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

4. 専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

5. 承認を受ける理由（注 5）

（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する。）

- （1）当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、専用実施権等の設定を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。（産業技術力強化法第 17 条にもとづく観点）
- （2）当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（科技イノベーション活性化法第 41 条に基づく観点）

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

＜記載要領＞

（注１）：特許法第 7 7 条に規定する専用実施権、実用新案法第 1 8 条に規定する専用実施権、意匠法第 2 7 条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 1 6 条に規定する専用利用権、種苗法第 2 5 条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

（注２）：特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注３）：当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）：特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

（注５）：具体的な理由を、様式第 1 4 の記載要領（注 4）に従って記載すること。

(様式第 1 5 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

専用実施権等設定通知書

契約書第 2 8 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権

（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

4. 専用実施権等の設定を受けた者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

5. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（1）契約書第 2 8 条第 2 項の規定に基づき、国の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（2）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）

- イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため
ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への専用実施権等の設定であるため
ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

担当者等連絡先
部署名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
E-mail：

＜記載要領＞

（注１）：特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。

著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。

ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。

（注２）：特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注３）：当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注４）：特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 1 6)

記 号 番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

知的財産権放棄届出書

契約書第 2 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 放棄しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。)

4. 放棄予定日

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
E-mail :

記載要領

- (注1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(別紙 1)

実施計画書（仕様書）

【参考例 1】

1. 事業内容

※入札公告時の仕様書の内容を記載。

2. 支出計画

別添支出計画書のとおり。

※支出計画書は、落札決定後に落札者から提出された支出計画を基に作成し、実施計画書の別添として添付する。

3. その他

詳細は提案書による。

※一般競争入札（総合評価落札方式）を行った場合のみ。実施計画書の一部として、落札者の提案書を添付する。

【参考例 2】

1. 事業内容

2. 実施体制及び事業スケジュール

※1 及び 2 については、一般競争入札（総合評価落札方式）を行った場合は、入札公告時の仕様書の内容に落札者の提案内容を加えて作成する。

3. 納入物（または成果物）

※納入させるものを記載（契約書の成果物と一致させておく）。

例：調査報告書〇〇部及び電子媒体（CD-ROM等）〇式

4. 事業実施期間

委託契約締結日から令和〇年〇月〇日まで

5. 支出計画

別添支出計画書のとおり。

※支出計画書は、落札決定後に落札者から提出された支出計画を基に作成し、実施計画書の別添として添付する。

(別添)

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	000,000,000 z,zzz,zzz z,zzz,zzz z,zzz,zzz	$@ \text{xx,xxx} * \text{yy時間} = \text{z,zzz,zzz}$ $@ \text{xx,xxx} * \text{yy時間} = \text{z,zzz,zzz}$ $@ \text{xx,xxx} * \text{yy時間} = \text{z,zzz,zzz}$
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000,000 zzz,zzz fff,fff ccc,ccc	$@ \text{xx,xxx} * \text{yy人} = \text{zzz,zzz}$ 工程：〇〇～〇〇 $@ \text{a,aaa} * \text{bb時間} * 100/110 =$ ccc,ccc (注1：消費税及び地方消費税は別掲のため、単価に含まれている場合、除外のうえ、計上のこと。)
3. 再委託費	〇〇〇業務	000,000,000 xxx,xxx,xxx	株式会社××× xxx,xxx,xxx
4. 一般管理費		00,000,000	(1. 人件費＋2. 事業費)×一般管理費率 (注2：一般管理費率は10%又は委託事業者の損益計算書等から算出した一般管理費率のどちらか低い方。小数点以下切り捨て)
5. 小計		000,000,000	(注3：落札金額と一致)
6. 消費税及び地方消費税		000,000,000	5. 小計(※)×10% (注4：小数点以下切り捨て)
7. 合計		000,000,000	

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することは出来ない。

(別紙 2)

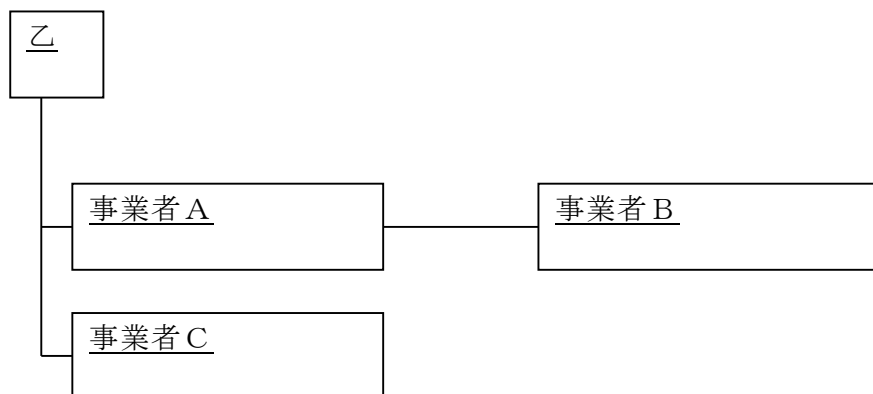
【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

ただし、契約書第 7 条第 1 項第 4 号（バイドール契約及びコンテンツ契約の場合は、第 6 条第 1 項第 4 号。）に規定する軽微な再委託先に係る再委託先については記入の必要はない。

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額 (税込)	業務の範囲
A	東京都〇〇区	XXX, XXX, XXX 円	
B	東京都〇〇区	円	
C	東京都〇〇区	XXX, XXX, XXX 円	



(別紙 3)

特定の再委託先^(※)を決定するに当たっての条件

【条件の記載例】

(1) 再委託の必要性及び妥当性の観点から次の条件に該当すること。

委託業務を行う事業者自身が再委託する業務を行う能力を有していないこと、又は再委託を行うことにより委託事業において効率化が図られると見込まれること。

(2) 事業者の事業執行能力の観点から次のいずれにも該当すること。

- ① 再委託を受ける事業者が当該再委託契約を履行する能力を有し、委託事業の確実な履行が確保されること。
- ② 再委託を受ける事業者が債務超過又はそれに類する状態にないこと。
なお、「債務超過に類する状態」とは、例えば、自己資本比率が著しく低い状態を指す。
- ③ 再委託を受ける事業者が、原子力規制委員会からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【再委託を行わない場合の記載例】

- ・条件による再委託先決定は行わない。

※「特定の再委託先」とは、別紙 2 の履行体制図において「未定」となっている再委託先をいう。

(別紙 4)

軽微な再委託

軽微な再委託とは以下のいずれかのものをいう。ただし、甲の機密情報を取り扱うものを除く。

1. 金 1 0 0 万円（消費税含む）未満の再委託
2. 委託事業の実施に伴い付随的に生じる印刷費、会場借料（会場提供者からの付帯設備を含む。）、翻訳費その他これに類するもの